

第3部 基本計画

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間とします。

2 基本計画のみかた

基本構想で示す施策大綱に基づき、基本計画では、計画期間における施策を取り巻く環境（現況・課題）、施策方針、施策での取り組み、協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）を定めています。

[施策を取り巻く環境]

施策に係るまちづくりの動向や社会的潮流、これまでの町の取り組みや課題について掲載しています。

[施策方針]

施策の目的・方向性について掲載しています。

[施策での取り組み]

施策全体の主な取り組みについて掲載しています。

[協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）]

施策の目的達成に向けて、住民等に期待される役割について掲載しています。

3 施策体系

まちづくりの基本理念

「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」

将来像

『豊かな自然とともに創る、暮らす、
未来へつなぐ自立と協働のまち
中泊』

基本目標 1：活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

- 1-1 大地の恵みを供給する農林業のまち (農林業)
- 1-2 海の幸を守り育てる漁業のまち (水産業)
- 1-3 地域の魅力を活かし交流を深めるまち (観光業)
- 1-4 地域の賑わいと暮らしを支える商工業のまち (商工業)
- 1-5 新たな地域の活力を生み出すまち (雇用対策・新産業の育成)

基本目標 2：健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

- 2-1 住民一人ひとりが健やかに暮らせるまち (健康づくり・保健活動)
- 2-2 安心して子どもを生み、健やかに育つまち (子育て支援)
- 2-3 生きがいと尊厳を持って高齢期を過ごせるまち (高齢福祉)
- 2-4 地域の支えで自立をめざせるまち (障害福祉)
- 2-5 地域でともに支え合うまち (地域福祉)
- 2-6 安心して医療を受けられるまち (医療)

基本目標 3：豊かな心と郷土を育むまちづくり

(教育・文化施策)

- 3-1 子どもたちがいきいきと学び育つまち (学校教育・青少年健全育成)
- 3-2 学びを通じて心の豊かさや交流を生むまち (社会教育・家庭教育)
- 3-3 スポーツを通じて人や地域つながりをつくるまち (社会体育)
- 3-4 郷土の歴史文化を継承するまち (地域文化・芸術活動)

基本目標 4：環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

- 4-1 秩序ある町土・景観を保全するまち (土地利用・景観)
- 4-2 快適で住みよい環境へ定住するまち (住環境・定住促進)
- 4-3 道路・通信網で地域や暮らしの利便をつなぐまち (道路・公共交通・情報通信)
- 4-4 安全な水の供給と水資源を保全するまち (上下水道)
- 4-5 環境にやさしく資源を循環するまち (循環型社会・環境保全)
- 4-6 いざというときに備えるまち (消防・救急体制・防災)
- 4-7 暮らしと地域の安全を守るまち (防犯・交通安全)

基本目標 5：持続可能なまちづくり

(協働・行財政運営施策)

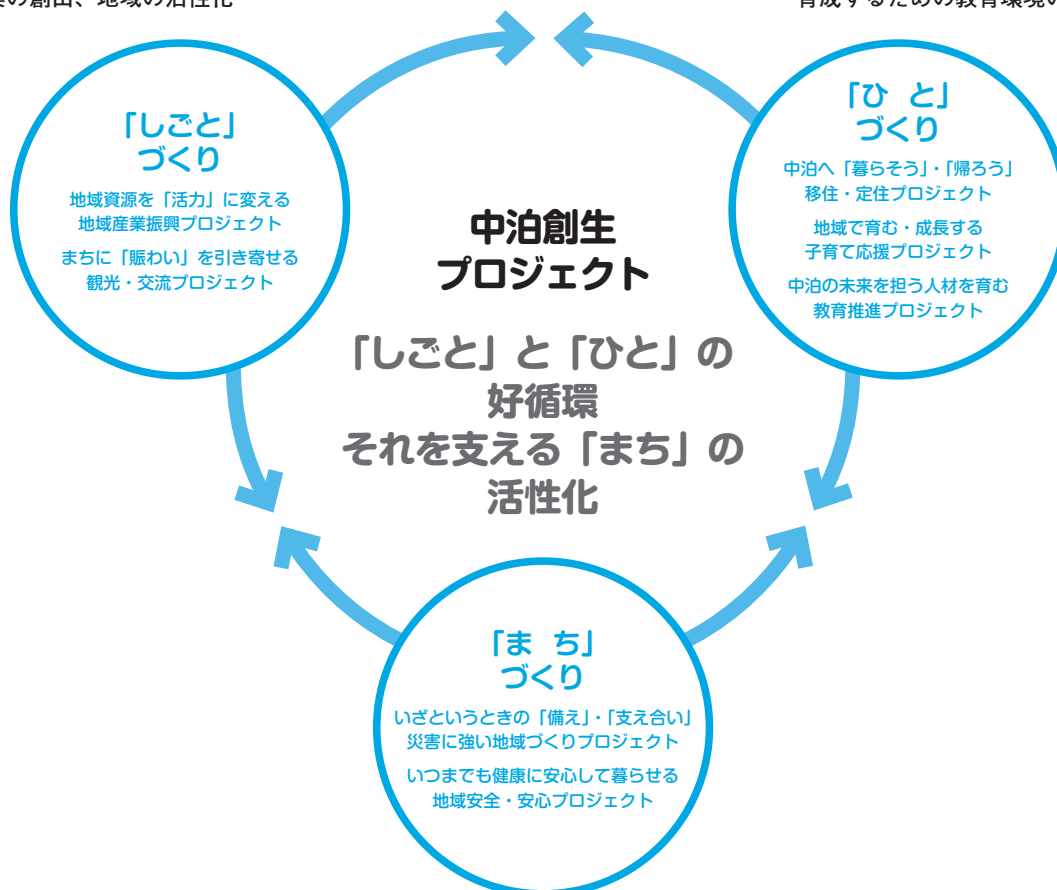
- 5-1 とともに支え合い、行動するまち (地域コミュニティ・住民協働)
- 5-2 男女がともに活躍するまち (男女共同参画)
- 5-3 健全な行財政運営を推進するまち (行財政運営)
- 5-4 とともに地域の発展を推進するまち (広域行政・地域間連携)

4 重点プロジェクトの取り組み

本計画期間においては、本町が抱える人口減少及び少子高齢化の進行、地域経済の停滞といった課題に対し、地域資源を強化・活用することにより、まちの魅力や活力、付加価値を一層高め、移住・定住の促進、地域の活性化、暮らしの安全・安心といった「まち」「ひと」「しごと」の創生につなげていくために、施策分野を横断した取り組みとして次の7つの重点プロジェクトを推進します。

図表 重点プロジェクト

- 基幹産業である農業・水産業の振興を柱とした、産業間の連携（6次産業化）による雇用創出、所得の向上
- 地域特性を活かした観光の振興、交流人口の拡大
- 産業間、関係団体等との連携による新産業の創出、地域の活性化
- 中泊へ「暮らしたい」・「帰ってきたい」をかなえる移住・定住対策の推進
- 結婚・出産・子育てに切れ目のない支援と地域全体で子育て家庭を応援する子育て環境づくり
- 郷土への愛着を育み、地域を担う人材を育成するための教育環境の整備



- 少子高齢化に対応した「支え合い」の地域づくり
- 風水害・地震・津波災害など、いざというときに備える対策
- 保健・医療・福祉の連携による切れ目のない支援体制の構築
- 町内公共施設、社会基盤等の適正な維持管理、長寿命化等

(1) 「しごと」づくり (産業・雇用対策)**[産業・雇用対策方針]**

- 地域産業に活力があり、住民、移住者が将来を本町で暮らすことを選択できる雇用機会や就業支援があること。
- 地元産業の振興を担う地域の人材を育成するとともに、町内の重要な労働力として、女性や高齢者の雇用の創出を図っていくこと。

① 地域資源を「活力」に変える地域産業振興プロジェクト

本町の活力を維持、発展させ、住民の生活の安定や移住者に対する就労機会を創出していくためにも、地域産業の振興は重要となります。

そこで、町内の基幹産業である農業・水産業の振興とともに、観光の振興や6次産業化といった産業間の連携によって、地域資源を「活力」に変えることを目的とした地域産業振興プロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎ 農業・水産業の振興、担い手の育成
- ◎ 農水産物の高付加価値化
- ◎ 6次産業化、産業間の連携による新たな地域産業の振興 等

② まちに「賑わい」を引き寄せる観光・交流プロジェクト

将来においても中泊町が暮らしやすく、まちの力を維持していくためにも、町内外の様々な人材と連携・交流を図りながら、将来の地域活性化に向けてとにも取り組んでいく必要があります。

そこで、本町の様々な観光資源やイベントに磨きをかけるとともに、町内産業や広域圏との連携を図りながら、観光客や交流人口の拡大に取り組むなど、まちに「賑わい」を引き寄せる観光・交流プロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎ “メバル” や “ビーチサッカー” といった地域資源の磨き上げ
- ◎ 観光分野における人材育成
- ◎ 広域圏等と連携した観光メニュー、観光ルートの形成 等

(2) 「ひと」づくり (移住・定住対策・少子化対策・教育・文化対策)

[移住・定住対策方針]

- 移住・定住の促進に向け、就職、結婚など幅広い要望に対応できる受け入れ体制を整えること。
- 町外からの人の移動、転入を図るため、Uターン者への支援のほか、移住・定住の促進に向けた地域の魅力を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ること。

[少子化対策方針]

- 若い世代が本町で結婚し、希望どおり子どもを産み育てられるよう支援する環境を整備すること。
- 結婚・妊娠・出産・子育てに切れ目のない支援策を推進するとともに、住民の誰もが「子ども」や「子育て世代」を支援（応援）する担い手と位置づけ、地域全体で子育て支援に取り組む体制を構築すること。
- 学校教育や地域活動を通じて、子どもたちへ本町の魅力や郷土を大切にする意識を育み、長期的な視点から本町で暮らすという選択を広げていくこと。

①中泊へ「暮らそう」・「帰ろう」移住・定住プロジェクト

少子高齢化に伴い、多くの自治体で人口の減少が生じており、本町においてもこうした状況は例外ではなく、全国でも人口減少の加速が早い段階で進むことが想定されるため、「ひとづくり」に早期に取り組む必要があります。

そこで、中泊へ「暮らそう」・「帰ろう」をスローガンに、本町の魅力や暮らし方をPRするとともに、相談支援体制や空き家の利活用など、本町への移住・定住に関心のある人々が様々な制度を活用して移住・定住を選択、実現できる受け入れ体制を整備するほか、本町出身の若い世代が、一度は町外へ転出し、将来は町内での暮らしを選択できる制度や支援体制を構築する移住・定住プロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎本町の魅力や暮らしの情報発信
 - ◎本町出身のUターン者への支援
 - ◎移住・定住に向けた受け入れ体制の整備
- 等

②地域で育む・成長する子育て応援プロジェクト

本町の人口減少要因の1つとして若い世代の人口減少があり、社会経済の不安や未婚化、晩婚化といった子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化により、出生数も減少していることから、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえられる総合的な子育て支援が求められています。

そこで、子育て支援制度の充実を図る等、若い世代が安心して子どもを生み、育てられる切れ目ない支援を展開するとともに、地域での子どもの見守りなどを通じて、地域で育む・成長する子育て応援プロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎母子保健の充実
 - ◎多様な保育サービス・子育て支援の充実
 - ◎地域で子育てを支援する仕組みづくり
- 等

③中泊の未来を担う人材を育む教育推進プロジェクト

これからも本町が持続的に発展していくためには、ふるさと中泊を愛し、未来を担う人材を育成していくことが求められます。

そこで、地域の魅力に触れ、郷土への愛着を育む学習機会を創出するとともに、町の未来を担う人材、将来の社会情勢の変化に対応できる人材、町外へ発信力のある人材、地域の活力を担う人材を育成するための教育環境を整備し、中泊の未来を担う人材を育む教育推進プロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎教育力の向上充実
 - ◎学校教育の体制・環境の整備充実
 - ◎社会教育・家庭教育活動の充実
 - ◎文化・芸術等の充実拡大
- 等

(3) 「まち」づくり (地域づくり対策)

[地域づくり対策方針]

- 保健・医療・福祉の充実や公共交通、災害対策等、暮らしの安全安心を確保すること。
- 本町単独での発展を目指すだけでなく、長期的な視点から人口減少や社会基盤等に関する課題や広域観光への誘致などの利点を共有し、つがる西北五圏域をはじめ、県内外での連携による共存・共生を目指す取り組みを推進すること。

①いざというときの「備え」・「支え合い」、災害に強い地域づくりプロジェクト

豊かな自然と共生する本町においては、台風や近年多発する局地的な集中豪雨による風水害、土砂災害のほか、地震・津波災害などの大規模な災害による被害が懸念されます。

そのため、「自助」「共助」「公助」の役割のもと、いざというときの「備え」・「支え合い」を基本とした減災対策に取り組み、町全体の想定される被害の拡大を抑え、住民の生命と財産を守り、安全安心に暮らすことのできる災害に強い地域づくりプロジェクトを推進します。

[主な取り組み]

- ◎地震・津波対策の推進
 - ◎自主防災活動の活性化
 - ◎ソフト・ハード両面からの減災対策の推進
- 等

②いつまでも健康に安心して暮らせる地域安全・安心プロジェクト

少子高齢化の進行する本町において、住民が安心・安全に暮らすことのできる環境は不可欠な要素であり、介護保険制度においては、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する地域包括ケア体制の整備が図られています。

そのため、住民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康に安心して暮らせるよう、地域見守り隊活動の推進、住民同士の見守り、支え合いなどの活動を通じて、必要な「保健」「福祉」の支援につなげる体制づくりとともに、いざというときに必要となる「医療」と町が主体となって実施する「保健」、「福祉」との連携を図り、切れ目のない支援体制を構築する地域安全・安心プロジェクトを推進します。

また、身近な地域で安心して暮らすための基盤となるインフラや公共施設等の長寿命化、適正な維持管理を推進します。

[主な取り組み]

- ◎地域における見守り、支え合い活動の推進
 - ◎支援の必要な住民を制度によるサービスや支援へつなぐ仕組みづくり
 - ◎保健・医療・福祉の連携による地域包括ケア体制の構築
 - ◎公共施設等の適正な維持管理
- 等

◎産業振興を取り巻く環境

産業振興は、地域での暮らし、生業の基盤となるものであり、本町の活性化に不可欠なものです。近年は人口減少等により、賑わいや地域経済の低下が懸念されています。

このような中で、本町の産業振興や新たな雇用機会の拡大を図る取り組みは、地域の活力や賑わいを創出するうえで、引き続き重要となります。

本町は第1次産業を基幹産業として発展してきましたが、近年の国内外の経済情勢は不安定な状況が続く、町内の産業振興、地域経済にも大きな影響があらわれています。

一方で町内では、豊かな自然環境を活かした観光振興等、交流と賑わいを興す様々な取り組みが進められています。

本町のさらなる発展及び人口定住の促進に結びつく地域経済活動の実現に向けて、町の基幹産業である第1次産業の振興を図るとともに、6次産業化の推進、観光・交流事業を通じた産業間の連携など、新たな産業や雇用を生み出す施策を展開し、人や町の活力・賑わい創出、若年層の人口流出を抑制、労働人口定着を図り、本町の産業の振興に向けて、総合的に取り組む必要があります。

◎まちづくりの指標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値
1	就業希望場所が町内の割合	H27	59.8%	70.0%
2	1人当たり町民所得	H24	1,628千円	現状より増加
3	町内総生産額	H24	23,961百万円	現状より増加
4	観光入込客数（交流人口の拡大）	H25	208,000人	現状より増加
5	農業法人数	H27	14法人	現状より増加
6	事業所数（経済センサス）	H26	413事業所	現状より増加
7	農林水産業に活力がある（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	20.9%	現状より増加
8	商工業に活力があり、買い物が便利（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	18.2%	現状より増加
9	観光業が活発である（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	25.3%	現状より増加

1 施策を取り巻く環境

農 業

- 近年、わが国の農業においては、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の大筋合意など、取り巻く環境の大きな変化が予想され、食料自給率の向上、消費者が安心して消費できる、地産地消や食育の展開、担い手の明確化と施策の集中的・重点的な実施が進められています。
- 本町では、稲作を中心とする農業を基幹産業の1つとして振興してきましたが、食生活の多様化、国内産地の競争激化、高齢化が進んでいることから、本町の農業就業人口は年々減少傾向にあります。
- 農地については、米の生産調整による作付農地の減少や農業従事者の高齢化等により、遊休農地の割合が増加しているところもあり、制度による農地の保全を図るとともに、都市との交流事業を推進するために農業体験等、多様な農地の活用について取り組みを進めています。
- こうした農業の立て直しを図るため、農業基盤整備事業の推進、有機栽培や農薬を低減した栽培によるオリジナルブランド米の生産、野菜・花きの導入やブルーベリー・ハトムギなどの特産作物の普及等の対策を講じるほか、野菜の栽培を主要プロジェクトとして位置づけ、大規模な集出荷施設・育苗施設の導入のほか、農産物加工販売施設を建築して農業6次産業化を進めるなど、農家の生産意欲及び所得向上に向けた対策を実施しています。
- 農業を取り巻く環境は年々厳しくなっていますが、町の基幹作物の収量確保と品質向上による安定的な農家経営の確立を図るために、農業従事者の生産意欲と生産性の向上に取り組み、生産基盤である農地の効率化等を推進し、農業生産基盤を安定化させることが重要となります。

農業産出額の作物別構成（農林水産省生産農業所得統計）

（単位：千万円）

区 分	耕 種							畜 産	合 計
	米	麦・雑穀・ 豆類・いも類	野菜	果実	工芸作物	その他	耕種計		
昭55	280	4	30	3	16	1	334	25	359
昭60	568	6	25	4	15	2	620	16	636
平 2	445	9	26	3	13	5	501	18	519
平 4	482	8	27	3	15	4	539	13	552
平 7	455	3	40	2	15	6	521	5	526
平10	330	6	50	2	15	4	407	4	411
平12	271	13	45	4	16	8	357	3	360
平15	228	18	37	3	17	6	309	-	309
平17	322	8	32	3	17	6	388	1	389

作物別作付面積と収穫量（農林水産省作物統計）

（単位：ha、t）

		水稲	小麦	なたね	大豆	野菜	
						ばれいしょ	トマト
H17	作付面積	2,630	58	—	183	5	12
	収穫量	16,900	113	—	278	29	581
H20	作付面積	2,510	152		229	4	13
	収穫量	15,900	27		350	78	738
H23	作付面積	2,360	144	11	248	5	13
	収穫量	14,500	47	1	412	35	611
H26	作付面積	2,460	38		255	—	—
	収穫量	15,100	53		291	—	—

※H24からは、野菜は調査対象外

林業

- 林業においては、林業従事者の減少や高齢化、木材価格の低迷等により、森林の荒廃が進み、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されています。
- 今後は、森林の水源かん養機能、防災機能、レクリエーション機能、地球温暖化防止の機能などに着目しながら、森林を有効かつ効率的に活用するためにも、林業の活性化を図り、担い手の安定確保や森林の適正な管理を推進していく必要があります。

2 基本方針

- 基幹産業の振興・土地の保全などの観点から、意欲と能力のある担い手の育成・確保、効率的・安定的な農業経営、農業土地基盤の整備などを進め、農業の振興を図ります。
- 森林の持つ公益的機能を維持するため、担い手の安定確保や森林の適正な管理を推進します。

経営耕地面積（農林業センサス）

（単位：ha、%）

区分	経営耕地面積							
	総面積		田		畑		樹園地	
		構成比		構成比		構成比		構成比
昭60	3,706	100.0	3,433	92.6	262	7.1	11	0.3
平2	3,393	100.0	3,174	93.5	207	6.1	12	0.4
平7	3,363	100.0	3,188	94.8	165	4.9	10	0.3
平12	3,308	100.0	(3,096)	93.6	(182)	5.5	(6)	0.2
平17	2,847	100.0	(2,706)	95.0	(119)	4.2	(1)	0.1
平22	3,257	100.0	(2,805)	86.1	(331)	10.1	(6)	0.1

※平成12年以降については、「販売農家」を対象に調査され、自給農家データについては調査されていない。

3 施策での取り組み

1-1-1：農業基盤の整備

- 地域協業組織や共同作業体制の確立、水利施設・ほ場の整備や適正な維持管理と機能拡充、農地の集団化、農道の整備など、生産基盤の充実を図ります。
- 町内の遊休農地等を活用した農業体験やグリーン・ツーリズムを推進します。

1-1-2：農業経営の安定化

- 関係機関・団体との連携のもと、効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、農産品の流通販売等を支援し、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、農業所得の向上を図ります。
- TPP発効に向けて、農家経営の安定化に資する取り組みを推進します。

1-1-3：特色ある農業の推進

- 米中心の農業からの転換を推進し、花き、野菜に至るまで消費者のニーズにあった特色ある作目・作型等の調査研究を進めます。
- 冬の農業の活性化と併せた高付加価値型農業の確立に取り組みます。
- 稲わら焼却などの問題を解決するべく、廃棄物の有効利用、適正な処理に資する対策を行います。

1-1-4：加工・流通の体制の確保

- 道の駅等のふれあい交流施設を活かした地産地消を推進するほか、6次産業化を目指して整備した加工販売施設の一層の活用・整備を図ります。

1-1-5：森林の整備

- 計画的な育林や林道整備、間伐・植林等、振興基盤の整備や森林の適正管理を図り、水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林が持つ公益的機能の保持に努めます。
- 観光・交流の場としての活用や、木炭などの特用林産物を活用した特産品の開発等に積極的に取り組み、林業経営基盤の強化を図ります。

1-1-6：農林業者の後継者、人材の育成

- JAや西北地域県民局地域農林水産部と連携して、地域のリーダーとなる認定農業者等の担い手、新規就農者の確保・育成に努めます。
- 経営指導の強化や農地の集積の促進等により、集落営農の組織化及び法人化の促進、組織体及び担い手の育成等を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

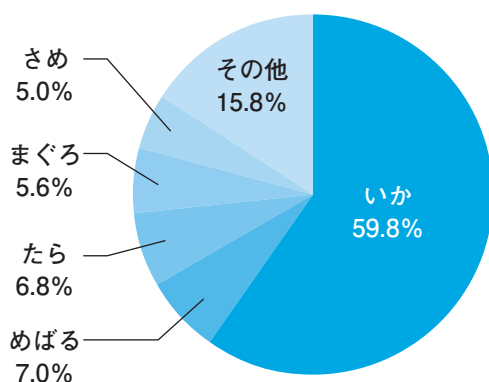
- ・ 地域農産物等に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- ・ 森林の有する治山機能、自然景観の大切さを理解し、保全に努めましょう。

1 施策を取り巻く環境

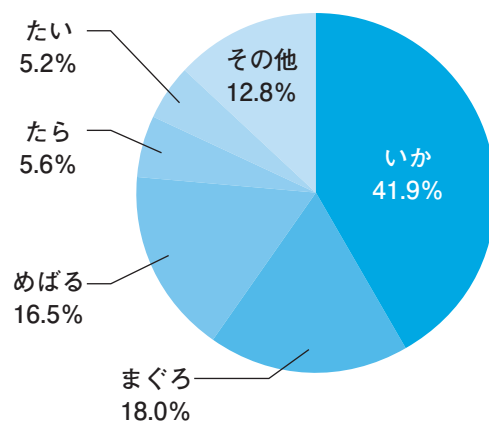
水産業

- 本町の漁業は町の基幹産業の1つですが、漁業従事者の急速な高齢化に直面しており、新規漁業従事者が毎年1人程度あるものの、廃業する従事者は年3～4人と減少傾向にあるため、漁業の持続的な発展のためには、収益性の高い操業体制の構築、安定的で持続可能な経営の実現、将来を担う人材の育成・確保が求められています。
- 本町の漁業種類のうち、漁獲量が最も多い種類はイカ釣りであり、過去と比較すると大幅に減少してはいるものの、漁獲量は平成26年で829t、漁獲高も約3億円を記録し、依然大きな割合を占めていますが、単価はピーク時の3分の1となっており、今後は、出荷形態等の見直しや新たな販路拡大、新商品開発など、漁業者の経営安定につながる対策が必要です。
- ウスメバルは「津軽海峡メバル」として市場で高い評価を得ており、本町のご当地グルメ「中泊メバル膳」の基本食材にもなっています。今後の課題は安定供給であり、さらには第2のブランド化として、近年漁獲高が増えてきている「海峡まぐろ」に期待が持たれています。
- 漁業を取り巻く環境では、磯焼現象や漁獲努力の増加で資源が減少していることや、地球温暖化による海水温上昇、燃料費の高騰、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）大筋合意による一層の輸入自由化などの環境変化に直面しており、早急な対策が待たれるほか、底引き網漁業等との調和ある操業も不可欠となっています。
- 現在は、将来を見据えた漁業への発展を目指しており、将来にわたり安心して漁獲を得るため、獲るだけの漁業から守り育てる漁業への転換を図っています。

漁獲量上位5種（青森県海面漁業に関する調査結果書）



漁獲高上位5種（青森県海面漁業に関する調査結果書）



2 基本方針

- 将来にわたり安定的な生産を確保するために、漁場等の環境の維持とともに、守り育てる漁業への転換を図り、後継者の育成を含め、魅力ある漁業の確立に取り組みます。
- 水産物の衛生管理体制の充実、品質向上、漁獲高の確保に努めるとともに、新たな販路拡大、新商品開発など、漁業者の経営安定につながる取り組みを推進します。

3 施策での取り組み

1-2-1：漁港施設・漁業環境の整備

- 漁港の整備を計画的に進めるとともに、魚礁設置など漁場環境の復元・海の森づくりに努めます。
- 廃船（FRP）、廃油処理施設の整備に努め、環境に配慮した漁業を推進します。

1-2-2：漁業経営の安定化

- 燃料費や漁業資材の高騰により漁業経営が苦しいことから、新たな販路開拓や新商品開発などを推進し、経営の安定化を図ります。

1-2-3：鮮度・品質の向上

- 鮮度・品質の向上につながるよう、活魚及び活メの出荷体制の充実、水産加工品の研究・開発のほか、新しい技術による水産鮮度保持施設の整備等に努め、漁業経営の近代化を進めます。

1-2-4：加工・流通の体制の確保

- 地元水産物のPRを強化するとともに、ブランド化を推進するほか、地元水産物の積極的な利用促進、地域の活性化を図ります。

1-2-5：漁業者の後継者、人材の育成

- 未来を担う漁業者や担い手団体の育成支援に努め、地域活性化を図ります。
- 漁協や水産業事務所と連携して、漁家経営指導者などの人材育成や、高齢化による漁業後継者問題を解消するため、新規就業者の確保・育成に努めます。

1-2-6：守り育てる漁業への転換

- 水産資源の減少が懸念される中で、水産資源を一方向的に獲るだけでなく、将来に向けて、守り、育てるという循環型漁業への転換を図ります。
- アワビ等の稚貝育成及び水産物の陸上養殖など、増養殖事業の拡充を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 漁業関係者は、水産物の鮮度維持や新たな販路・加工品の開発に努め、漁業経営の安定化に取り組みましょう。
- ・ 地元漁業・水産物に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。

1 施策を取り巻く環境

観光業

- 余暇時間の増大等により、近年の観光ニーズは多様化しており、こうした変化に対応し、恵まれた地域資源活用による魅力ある観光づくりが求められています。
- 観光振興は、町内の農林水産業と有機的に結びつけることにより、雇用機会の拡大や多様な交流機会の拡大が図られるなど、他産業への波及効果が期待されます。そのため、通年観光及び着地型・滞在型観光の確立を目指すとともに、他産業活性化の牽引役となりうる観光産業の振興が必要となっています。
- 本町では、自然環境をはじめ、近年まちおこしの起爆剤となっているメバルやビーチサッカー等、様々な地域資源があり、こうした資源に磨きをかけ、特色のある観光プログラムや、体験及び交流型観光を一層展開し、第1次産業や商工業の活性化に結びつけていく取り組みが必要となります。
- 今後は、特に北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業を契機に、都市部との地域間交流の推進を図るとともに、日本海側への新たな観光客の取り込みに向けて、本町の知名度、認知度の向上とともに、近隣市町村との連携を強化した広域観光ルートの設定と確立を図る必要があります。
- 観光客の多様化、高度化するニーズに対応するため、おもてなしの心の醸成と受け入れ体制を整備し、新規の観光客やリピーターが増えるような取り組みが必要です。

図表 観光入り込み客数の推移（観光レクリエーション客実態調査）

区分	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
合計(A)	684,000人	593,000人	602,000人	538,000人	520,000人	490,000人	525,000人
県内客(B)	476,000人	401,000人	413,000人	473,000人	400,000人	402,000人	440,000人
B/A	69.6%	67.6%	68.6%	87.9%	76.9%	82.0%	83.8%
県外客(C)	208,000人	192,000人	189,000人	65,000人	120,000人	88,000人	85,000人
C/A	30.4%	32.4%	31.4%	12.1%	23.1%	18.0%	16.2%
日帰客(D)	663,000人	575,000人	587,000人	478,000人	500,000人	470,500人	502,000人
D/A	96.9%	97.0%	97.5%	88.8%	96.2%	96.0%	95.6%
宿泊客(E)	21,000人	18,000人	15,000人	60,000人	20,000人	19,500人	23,000人
E/A	3.1%	3.0%	2.5%	11.2%	3.8%	4.0%	4.4%

2 基本方針

- 自然環境を活かしたグリーン・ツーリズムなど滞在型観光を推進するほか、メバルやビーチサッカーといった町特有の観光資源に磨きをかけた観光振興を推進します。
- 北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を契機に、観光メニューや交流資源の発掘・活用を進めることで、地域の魅力向上と交流人口の増加に向けたPRや本町の認知度向上に取り組みます。

3 施策での取り組み

1-3-1：観光コンセプトと整備方針の再構築

- 「本町へどのような人が訪れ、どのような魅力や楽しみを得てもらうか」といった本町の全体的な観光コンセプトと整備方針を再構築します。
- 上記方針に基づき各観光拠点施設の充実や海と森と川の観光ネットワーク化整備の推進、冬期観光を含めた津軽半島の広域観光ルートの定着化等を進め、東北・道南・首都圏からの観光客を中心に大幅な入り込み増加を目指します。

1-3-2：観光・交流資源の磨き上げ・活用

- 町内に眠る観光資源をくまなく発掘し、また既存観光資源のブラッシュアップを一層進め、中泊町の認知・ブランド化に取り組みます。
- 本町を訪れた方々が地域の歴史等に触れ、町に対する魅力や関心を深めるきっかけとなるよう、地域の歴史等をテーマとしたイベント等を開催し、内容の充実に努めます。

1-3-3：観光拠点の整備

- 清潔なトイレ、わかりやすい道路標識、見やすい案内板などの観光利便施設整備は、独自性を発揮した整備を図り、老朽化施設等の改修によってイメージ向上に努めます。
- 高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの推進、観光客に対するおもてなしの心向上に努めます。
- 町の代表的な観光資源である権現崎遊歩道の利便性を高めるため、トイレや東屋を整備するなど、一層の活用及び観光客の誘致に努めます。

1-3-4：地元産業との連携

- 「ここだけ」「今だけ」を売り出す食の限定ブランドを活かし、体験型観光や食を組み合わせた観光との連携を推進するなど、町内の農林水産業や商工業等、他産業分野と連携による観光振興を進めます。

1-3-5：体験型観光・イベント等の充実

- 町内の産業資源を活かし、メバルの網外し体験や農業体験、グリーン・ツーリズム等、体験型観光を推進します。
- ビーチサッカー等、町内のスポーツ環境を活かしたスポーツ大会開催等、イベント等を通じて、多様な世代、人材との交流機会を創出します。

1-3-6：学生や社会人等の修学旅行・合宿等の招致

- 本町の特長ある地域性やスポーツ施設環境等を活用し、各種大会をはじめ、学生や社会人等の合宿等の招致を行い、まちへの滞在人口増加を目指します。
- 本町の歴史を地域資源として磨き上げ、町内を巡る観光資源として活用し、修学旅行等による交流、地域間交流の推進、交流人口の拡大を図ります。

1-3-7：住民協働による観光振興

- 中高生や若手の声を積極的に拾い上げ、商品開発やPR事業を通じて、若い世代の郷土に対する愛着を深めるなど、地域の人材として育成、定着を図ります。

1-3-8：観光分野の人材育成

- 小泊・中里両地域に根ざした地域おこし協力隊を活用するなど、住民や関係団体と協働し、地域資源を磨き上げ、観光客を呼び込むなど、地域資源を活用した地域密着観光に向けた人材育成に取り組みます。
- 本町の観光事業を担う組織の※DMO化に向けて、関係団体等の人材育成に取り組みます。

※DMO：Destination Marketing／Management Organization

地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光（観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態）のプラットフォーム組織。

1-3-9：認知度向上・PR活動の推進

- 北海道新幹線の開業に向けて、観光受け入れ態勢の確立を図り、体験農漁業やビーチサッカー大会などの観光イベントの強化充実、ご当地グルメの普及宣伝、新イベントの創出など、県内外に対するPR・集客活動の促進等を図ります。
- ポスターやパンフレット、映像等の資源を逐次更新し、新鮮な情報の提供に努めます。
- ふるさと納税寄附金に対する返礼品として、全国各地の寄附者へ町の資源を活かした農水産物等による認知度アップを図り、ブランド化につなげます。

1-3-10：広域観光体制の充実

- 広域市町村で連携した広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等、広域的な観光振興施策を推進します。
- 北海道新幹線開業による日本海側への新たな観光客の取り込み策として、つがる西北五圏域の自治体と連携して、それぞれの地域特性を活かした圏域内への観光客の誘引を図るとともに、奥津軽いまべつ駅からの2次交通アクセスについて検討を進めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 交流する意識やおもてなしの心を持って、観光客を迎えましょう。
- ・ 観光ガイドやイベントへの参加等、町内の観光振興に協力しましょう。
- ・ 事業所等は各種イベント等への協力を努め、地域振興に貢献しましょう。

1 施策を取り巻く環境

商工業

- 商業は、隣接する五所川原市などに消費者が流出し、町内では日用品、雑貨、食料品を中心とする商店が主なものとなっています。また、人口減少に伴う購買規模の縮小、消費者の高齢化による購買力低下、後継者不足などの影響によって厳しい経営環境が続いており、こうした商業圏の拡大、購買力の流出に伴い、自家用車を持たない高齢者には厳しい現状となっています。
- 商工業の活性化は、就労の場の拡大につながるとともに、住民の暮らしや活気のあるまちづくりに欠かすことのできない大切な要素であることから、各事業者の創意工夫、観光や交流と連携した商工業の活性化が期待されます。
- 少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、身近な場所で日常の食料品等の買い物に支障をきたす、いわゆる「買い物弱者」の増加が本町においても課題となっており、支援に取り組む必要があります。

図表 工業の推移（工業統計）

区 分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1事業所当たり出荷額	従業員1人当たり出荷額
平成 4 年	事業所 43	人 1,126	万円 615,597	万円 14,316	万円 547
平成 8 年	38	902	543,469	14,302	603
平成 12 年	33	807	375,507	11,379	465
平成 14 年	28	579	258,473	9,231	446
平成 16 年	28	478	210,662	7,524	441
平成 18 年	20	377	164,933	8,247	437
平成 20 年	18	352	126,158	7,009	358
平成 22 年	13	182	81,134	6,241	446
平成 24 年	11	179	105,437	9,585	589
平成 25 年	10	181	105,474	10,547	583

図表 事業所数・従業員数・年間販売額状況（商業統計）

(単位：人、万円、㎡)

区 分	事業所数			従業者数	年間販売額	売場面積
	計	法人	個人			
平成 3 年	255	43	212	748	933,365	14,407
平成 6 年	231	42	189	765	931,362	13,593
平成 9 年	212	46	166	728	1,072,483	15,773
平成 14 年	186	49	137	691	1,297,181	13,761
平成 16 年	171	45	126	603	1,150,119	12,047
平成 19 年	143	37	106	500	937,900	10,281
平成 24 年	114	—	—	434	931,700	10,550
平成 26 年	103	—	—	471	1,276,200	9,179

※平成24年は経済センサス活動調査による

2 基本方針

- 地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、時代の変化に即した地域の事業者・商店を支援し、商店街の活性化を図ります。
- 商工団体等との連携を図り、個々の商店等の経営力強化及び人材・後継者の育成のための支援を行います。
- 地域経済の発展につながるよう、地域特性を踏まえて企業誘致を進めるとともに、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

3 施策での取り組み

1-4-1：地域に即した商業の振興

- 既存商店・商店街については、空き店舗の活用や各種イベントの開催への支援、観光と連携した特色ある環境整備の推進、高齢者にやさしい魅力ある商店街づくりの促進支援等の施策を展開します。
- 商工会等と連携を強化し、住民の地域内商店の利用を促進し、町内での消費活動の活発化に努めるとともに、観光分野と連携した商品開発を支援します。

1-4-2：過疎地域における買い物等支援サービスの検討

- 外出の難しい高齢者などへの買い物の代行やその他支援等について、地域の住民や商業者と連携して実施に向けた検討を進めます。

1-4-3：工業の振興

- 再生可能エネルギーを地域で導入する企業等の立地を促し、企業誘致助成制度の確立等を図って、環境にやさしい企業の誘致に努めます。
- 新たな商品開発やブランド化への取り組み等を積極的に支援するとともに、ベンチャー企業の設立育成に努めるなど、雇用機会の拡大に向け、商工会等と協議・協調して積極的な取り組みを展開します。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 関係機関や産業間の連携を図り、特産品の開発やPR活動を図りましょう。
- ・ 地元での消費を心がけましょう。
- ・ 自らの事業活動に期待される社会的意義・役割を認識し、事業所の強みを活かした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。

1 施策を取り巻く環境

雇用対策

- 本町においては、定住促進や安定した生活を享受できるためにも安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であり、産業間や関係機関との連携のもと、地元企業の経営の安定化、新たな産業の育成、支援等により、雇用機会の確保に努めていく必要があります。
- 産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化傾向の強まりとともに、近年の経営環境・消費動向の悪化等、雇用環境は非常に厳しく、最近の国内の経済情勢は回復しつつあるものの、本町にはその効果が十分届いていない状況にあります。また、女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進む中で、多様な雇用機会創出が求められています。
- 本町では、高齢化の進行や人口の減少に伴う農林水産業を担う人材の不足に直面しており、様々な取り組みによって、人材の育成、確保に取り組む必要があります。

新産業の育成

- 住民や移住者が、本町で安定した生活ができるよう、雇用環境と所得の確保に向けて基幹産業である農林水産業への就業支援のほか、産業間の連携等による新たな産業の育成による多様な就業機会を確保するとともに、UIターン希望者の受け入れ体制の充実が求められます。

2 基本方針

- 町内の各産業の振興を図るとともに、6次産業化及び起業の促進を図り、多様な人材の雇用機会の創出と新たな産業育成に取り組めます。

3 施策での取り組み

1-5-1：多様な就業機会の確保

- 新規学卒者をはじめとする若年層やUIターン希望者の就職を支援する制度の充実を図るとともに、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就業機会を確保します。
- 関係機関・団体と連携し、定年退職後の高齢者、短時間就労を希望する女性求職者や社会参加・自立を目指す障害者に対して、情報提供等を通じ就職を促進し、多様な雇用の場の確保に努めます。
- 本町の産業振興による地域経済の活性化と雇用環境の改善に向けて、通勤圏となるつがる西北五圏域で広域的な雇用創出協議会等の設置を働きかけ、圏域内の雇用の安定化を目指します。
- 地域に求められる取り組みや生活課題に対応して、住民の持つ知識や技術を職業として発揮できるように、地域の人材や施設等を活用した新たな就業機会や働きがい、生きがいづくりに努めます。

1-5-2：6次産業の取り組み強化

- 特産物である農水産物の生産振興と加工による新たな特産品づくりによって付加価値を高め、地元産業のさらなる振興を図るため、加工施設の整備とともに、農水産業者と商工業者の連携を推進し、農水産物やその加工品の販路拡大を図り、6次産業の取り組みを強化します。
- グリーン・ツーリズムに代表される交流型農業や体験型観光等、産業間の連携と新たな産業の育成を推進します。
- 6次産業化への取り組みを通じて、地域住民の知識や技術を職業として発揮できる就業機会の創出を図ります。

1-5-3：金融機関と連携した総合支援

- 事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る事業者で一定の要件を満たしている者に対し、信用保証料の補助を行うなど、事業者の経済的な負担の軽減を図ります。
- 金融機関と連携し、各事業者が融資を利用しやすい環境をつくとともに、起業へ向けた支援を行います。

1-5-4：地域発の^{*}イノベーションによる新産業の創出

- 成功事例の紹介などセミナー開催、先進地視察支援を通じて、町内における新産業の創出や新技術、新事業につながる取り組みを支援します。
- 町内の各産業分野において、今後の成長が見込まれる取り組みを中心に、新産業の創出や新技術、新事業の開発促進・育成を推進します。

※イノベーション：経済活動において既存のモデルから飛躍し、新規モデルへと移行すること。日本語ではよく「技術革新」の同義語として用いられるが、本来は新しい技術を開発するだけでなく、従来のモノ、仕組み、組織などを改革して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす活動全般を指す極めて広義な概念。

1-5-5：販路拡大による研究等

- 地元農水産物を使用した加工食品の市場調査・試食調査・値段設定・採算ベースの設定といったマーケティング等の調査を実施するとともに、地元農水産物の外部販売に対応する組織づくりをはじめ、生産者、取扱事業者と連携したネットワーク構築について検討を行います。

1-5-6：外部人材の活用

- 農水産物の付加価値の向上に向けた講習会や技術指導への講師の起用等、外部人材を活用し、実践的かつ専門的な知識・技術・技能を身につけた中核的な役割を果たす人材の確保を図ります。

1-5-7：起業の促進

- 女性や高齢者の就業者増加など、経済社会の変化に伴う介護サービス、子育て支援サービスなどの生活関連サービスをはじめ、新たな価値やサービスを創造するための起業を支援します。

1-5-8：企業誘致の推進

- 関係機関や近隣市町村と連携を図りながら、企業誘致に関する情報収集に努めるとともに、本町の産業構造等、地域の活性化につながる企業誘致に取り組み、多様な就業の場の創出に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。
- ・ 事業者は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。
- ・ 事業者は、地域資源（ヒト・モノ）の活用とともに、産業間での連携による新たな産業と新ビジネスの創出について検討してみましょう。

◎保健・医療・福祉を取り巻く環境

近年、少子高齢化のさらなる進行、人口構造の変化に伴い、本町においては、核家族、ひとり暮らし高齢者が増加しており、さらには生活習慣病の増加、高齢化の急速な進行による介護サービス需要の増加など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変化する一方で、地域社会のつながりや支え合いの意識が低下するなど、地域を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

特に、介護ニーズや女性の社会進出等に伴う子育て支援への需要の高まりは、今後団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けた地域包括ケアシステムや新たな子育て支援策の構築等、国の制度においても大きな変革の時期を迎えています。

このような社会環境の変化に対応するためには、住民一人ひとりが健康意識と予防意識を高めるとともに保健・医療・福祉機関が相互連携を図りながら、必要なサービスや支援を行うとともに、身近な地域で安心して暮らせるようともに支え合いのある地域づくりを推進していくことが求められています。

◎まちづくりの指標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値
1	特定健診受診率	H26	27.6%	現状より増加
2	年間出生数	H25	47人	毎年の出生数 50人以上
3	要介護認定者数（65歳以上の要介護・要支援認定者数÷第1号被保険者数(65歳以上)）	H26	16.5%	現状維持
4	施設に入所する障害のある方の地域生活への移行	H24～26	1人	4人 (H27～29)
5	自分自身は、現在健康であると回答した住民の割合	H27	72.7%	現状より増加
6	安心して子どもを産み、育てることができる（「良くなった」+「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	26.9%	現状より増加
7	高齢者や障害者への福祉がしっかりしている（「良くなった」+「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	33.6%	現状より増加
8	ご近所同士のつながりを大切にしていると回答した住民の割合	H27	56.1%	現状より増加
9	自治会活動やボランティアなどに参加していると回答した住民の割合	H27	17.4%	現状より増加
10	地域の保健医療体制がしっかりしている（「良くなった」+「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	30.0%	現状より増加

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

健康づくり・保健活動

- 近年、食生活・運動習慣など生活様式の変化に伴い、生活習慣病が増加しています。今後、医療や介護を必要とする高齢者の増加が予測される中で、あらゆる世代が健やかに暮らせるように、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取り組みを強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命の延伸を進めることが重要です。
- 本町では、生活習慣病の予防に向けて、食生活改善推進員による栄養及び食生活の知識の普及啓発をはじめ、住民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、個々の健康課題を把握するために、健康管理システムの活用及び地区の保健協力員と連携を図りながら、各種健診（検診）、保健指導等による疾病の予防と早期発見、各種健康教育・相談等の実施により、住民の健康づくりを支援しています。
- また、生活習慣病やがんの予防・早期発見などに向け、日曜日健診等、受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に取り組んでおり、今後も、住民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、定期健診受診の習慣化に努める必要があります。
- 身近な地域をはじめ、家庭や学校、職場等、住民が身近な場所で主体的に取り組むことのできる環境をつくり出すとともに、今後は、一人ひとりの状況に合った健康づくりを地域で互いに支え合いながら、個人や地域で健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

2 基本方針

- 健康管理システムの活用、地区の保健協力員と連携を図りながら、住民一人ひとりの健康課題を把握するとともに、住民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進めます。
- 疾病の予防や早期発見に向けて、各種健診や健康相談体制の充実を図り、健康で生きがいを持って暮らせる体制づくりに努めます。

3 施策での取り組み

2-1-1：生活習慣病予防の充実

- 子どもから高齢者まで、心身の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図り、世代や個人の状態にあった自主的な健康づくりを推進します。
- 食生活改善や運動習慣等、健康的な生活習慣の定着等による一次予防に重点を置いた施策を推進し、生活習慣病予防を推進します。

2-1-2：各種健診の受診率向上と保健指導の充実

- 健診未受診者の解消を図るため、健診体制及び保健サービスの充実を図るほか、健康管理システムの活用など、多くの住民が受診しやすい環境づくりに努めます。
- 受診者の健康維持・増進につながるよう、特定健診・特定保健指導の受診を働きかけます。健康教育・相談などの保健指導の充実を図ります。

2-1-3：こころの健康づくりの推進

- 自殺やうつ、社会的ひきこもりを減らすため、こころの健康に関する普及啓発や相談を行います。

2-1-4：食育の推進

- 関係団体と連携し正しい食生活を身につけるための情報提供を様々な場面で行うとともに、安全・安心な農産物の生産や地産地消に取り組みます。

2-1-5：感染症の予防

- 予防接種の励行及び接種率の向上に向けて、対象者への周知徹底や啓発を図ります。
- 新型インフルエンザ等の感染症に備え、感染拡大を最小限にとどめるための対策を講じます。

2-1-6：地域での健康づくりの推進

- 地区の保健協力員と連携を図りながら、身近な地域での健康教室の開催やスポーツや地域活動を通じた健康づくりなど、町の健康課題を共有し、生涯にわたる健康づくりを地域で互いに支え合うための環境整備を図ります。
- 健康づくりのための教室を行うボランティア等の人材育成に取り組みます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・定期的に健診（検診）を受けましょう。
- ・バランスの良い食事や適度な運動を心がけ健康づくりに努めましょう。

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

母子保健

- わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。
- 本町にとって子どもの健やかな成長は、町の将来においても重要であることから、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに向けて、町全体で取り組む必要があります。
- 町内の少子化は進行していますが、働く女性の増加などにより、0歳児の受け入れや延長保育の実施等、町内の保育所の充実を図るとともに、地域子育て支援センターや母子保健事業などで育児相談や情報提供に努めています。
- 少子化傾向は、今後も進むことが想定されますが、将来に向かって町の活力を維持するためにも、新たな子育て支援制度に基づき、地域全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、家庭や地域の保育を支えるための様々な子育て支援施策を積極的に推進する必要があります。
- 子どもを安心して生み育てられるよう、必要に応じて妊娠期から支援を行うとともに、出産後も各種健診、母子保健、予防接種等の保健サービスの実施、就学前の子どものための教育・保育サービスを実施するなど、妊娠・出産・子育てに切れ目のない支援が求められます。

2 基本方針

- 心身ともに健康な子どもが育つような子育て環境を整えるとともに、子育て家庭が抱える様々な悩みや不安の解消に努め、保育サービスの充実や、子育て家庭の支援を通じ、地域の中で安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 将来の中泊町を担う子どもたちを育てるという視点に立ち、家庭や地域、学校、行政などが一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備します。
- 将来結婚し、子どもを持ちたいと考えている若い世代の希望をかなえるため、相談支援や出会いの機会づくり等、結婚に結びつく取り組みを推進する環境を整えることにより、未婚率の低減を図ります。

3 施策での取り組み

2-2-1：多様な保育の充実

- 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園の適正な配置による保育サービスの充実に努めます。

2-2-2：母子保健活動の充実

- 母子ともに健康で安心して子育てができるよう、各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、支援が必要な場合は適切な指導援助を行い、子どもの健やかな発達や育児不安の解消を支援します。

2-2-3：保護児童等への対応の推進

- 関係機関・団体との連携のもと、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障害児対策の充実等、支援を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

2-2-4：子育て家庭に対する支援

- 保育料の無料化及び送迎支援、乳幼児及び小中学校の医療費無料化、小・中学校の就学に係る費用の支援等により、子育て家庭の経済的負担軽減を推進します。
- 子育て家庭同士の交流の機会を創出する地域子育て支援センターの機能を活かし、男性の積極的な育児への参加を促進するほか、子育て支援講演会の開催や地域における子育てに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

2-2-5：地域における子育て環境の充実

- 公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等を行い、地域における子育て環境の充実を図ります。

2-2-6：地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

- 地域全体で子育てを支援する意識を醸成するとともに、発明クラブ活動・子ども会活動・読書団体による読み聞かせイベント等、人と人、世代間交流といった多様なつながりを通じて地域全体で子育てを応援する仕組みづくりや子どもたちが地域内の幅広い世代とともに育っていく環境づくりを進めます。
- ひとり親家庭など、子育て家庭の親子が地域で孤立することがないように、相互交流や親睦を図り、地域社会全体で支える体制づくりを推進します。

2-2-7：結婚・出産に結びつく支援の実施

- あおもり出会いサポートセンターへの登録や結婚に関連する情報提供などを行い、結婚を希望する人々のための橋渡しを行います。
- 子どもを持ちたいと考えている夫婦の希望を実現できるよう、不妊治療支援等、出産に結びつく支援を推進します。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・家庭では、保護者や家族が協力し合い、子育てを行いましょう。
- ・母子の健康状態を把握するためにも健診は積極的に受診しましょう。
- ・地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

高齢福祉

- わが国では、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 今後、介護ニーズが増大する一方で、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築を団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる平成37年を目途に整備を図っていくことが求められています。
- 高齢化の進行とともに、認知症発症の可能性の高い高齢者の増加することが見込まれることから、認知症への地域の理解とともに、認知症に対応した支援や介護サービスの提供、権利擁護の推進等、適切なサポートにつなげる仕組みづくりが求められます。
- 本町においても高齢者数は増加しており、これに伴う介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護力の低下等が進んでおり、介護を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要はますます高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は、引き続き町全体の重要な取り組みとなっています。
- また、これまで福祉センター、老人憩の家等施設面で、またホームヘルパーや保健師等マンパワーの強化など人材面での充実を図ってきましたが、施設の老朽化などによって急激に進行する高齢化社会に対応しきれない状況にあります。
- このため、介護予防を重視した施策を展開するとともに、拠点となる高齢者福祉施設を整備し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進に一層取り組む必要があります。

2 基本方針

- 高齢者が健康でいつまでもいきいきと生活できるよう、生きがいづくりを推進し、高齢者の社会参画を促します。
- 介護保険制度の適正な運用により、介護予防に重点を置きながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守りや支え合い、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域の実情に即した地域包括ケアの構築、認知症対策を推進します。

3 施策での取り組み

2-3-1：生きがいづくりの推進

- 高齢者に対する生きがい活動支援や移動の交通手段への支援充実等、高齢者の活躍の場を拡充することにより、シルバーパワーの活用を促進します。
- シルバー人材センターとの連携を深め、高齢者の再就職のための啓発活動を行います。

2-3-2：介護予防の推進

- 高齢者に対する介護予防活動を実施し、介護予防への取り組みの定着を図ります。
- 予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、平成28年度末までに地域支援事業の形式に見直し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施します。

2-3-3：認知症の予防・啓発

- 地域において認知機能が低下した状態にある人の早期発見や認知症に関する正しい知識の普及に努めます。
- 介護予防事業等を通じて、認知症予防とともにその発症や進行を遅らせるための取り組みを推進します。

2-3-4：在宅福祉の推進

- 社会福祉協議会や民間事業者を活用しながら、ホームヘルプサービス事業等を中心とした在宅福祉サービスの充実に努めます。

2-3-5：地域包括ケア体制の構築

- 地域社会で必要とされる福祉人材を確保し、新しい福祉の考え方やケアマネジメントを中心とした福祉関係職員の充実に努めます。
- 町の保健活動、各種健診（検診）を通じて、対象者を早期発見し、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築を進めます。
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実現のため「地域ケア会議」を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行います。

2-3-6：介護保険制度の運営・サービスの適正化

- 高齢者福祉施策及び介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、要介護認定審査、苦情への適切な対応、総合的な推進体制の強化を図ります。
- 介護保険サービスについては、適切なサービスの質・量の確保に努めるとともに、在宅で安心した支援を受けられるよう、サービス基盤の整備に努めます。

2-3-7：高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 誰もが利用しやすい高齢者福祉施設の整備やバリアフリーのまちづくりの推進、地域での見守り活動等、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。
- 災害時に高齢者が円滑に避難できるよう、地域と連携しながら必要なシステム整備を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。
- ・ 自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- ・ 地域で高齢者を見守り、みんなで助け合いましょう。
- ・ 悩みや生活での困りごとを身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

障害福祉

- 障害のある人を取り巻く環境は、障害者及び介護をする人の高齢化や障害の重複化、内部障害の増加などにより、ニーズも多様化しており、在宅での自立支援に向けては、障害者総合支援法に基づいた取り組みを進めていますが、自立に向けた地域社会での生活は未だ難しい面もあり、地域での理解や支え合い等の充実と自立に向けた社会参加を促す支援体制が必要です。
- 本町では、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや障害の早期発見のための保健・医療サービス、さらには社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で自立して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいますが、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、支援全般の一層の充実が求められています。
- 今後は、すべての人が障害の有無に関わらず相互に理解し、尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、社会全体として支え合う環境づくりが必要です。
- 障害の要因は様々ですが、障害の軽減や重度化を防ぐための早期発見・早期治療に向けた取り組みや関係機関等と連携した相談体制の充実をはじめ、親亡き後の支援等を見越し、障害のある人の自立に向けた障害福祉サービスの提供を推進する必要があります。
- 障害のある人が充実した生活を送れるようスポーツや文化活動による社会参加の促進や個々の特性に応じた就労機会の支援に努めるとともに、社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会の形成に取り組んでいくことが求められます。

2 基本方針

- 住民一人ひとりの理解と支え合いを進めながら、障害のある人がその人らしく地域で暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害のある人が地域で自立を目指せるよう、就労支援や障害福祉サービスの提供体制を整備します。

3 施策での取り組み

2-4-1：障害への理解

- 障害の有無に関わらず、誰もがともに生きる社会環境づくりを目指す※ノーマライゼーションの理念を実現するために、障害に対する正しい理解と尊重し合う共生社会の実現に向けた啓発活動や教育の充実を図ります。

※ノーマライゼーション：高齢者や障害のある人等、ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

2-4-2：社会参加の促進

- 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するなど、社会参加の機会の確保を支援します。

2-4-3：障害福祉サービスの充実

- 障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図ります。
- 障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障害者福祉サービスの充実を図ります。

2-4-4：療育体制の充実

- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制を構築し、障害の早期発見、早期対応を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 障害について理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・ 暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。
- ・ イベントや行事を開催する際は、障害のある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

地域福祉

- 少子高齢化の急速な進行や核家族化、共働き世帯の増加など、社会を取り巻く状況や人々の生活様式の変化等に伴い、地域社会においても支え合いの機能が希薄になっています。
- 一方で、地域の生活課題や福祉へのニーズは、多様化、重層化し、公的な福祉サービスの提供だけで対応することは困難になってきていることから、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に主体的に参画し、地域のつながりを活かした見守りや支援体制を構築する地域福祉の推進が求められています。
- 今後、支援を必要とする福祉ニーズは、ますます増大・多様化することが見込まれることから、地域の支え合いの充実に向けて、町内の各種団体間の連携や担い手の育成により、日常的な見守りの活動を活発化させるとともに、災害時等における地域の要援護者（要配慮者）を把握し、安否等が確認できる体制づくりを進める必要があります。

2 基本方針

- 地域における福祉意識の醸成を図りながら、住民、行政、福祉事業者、関係機関等が互いに連携して、支援が必要な住民を支えるための地域福祉活動を推進します。
- 地域福祉活動の担い手となる人材と団体の育成や支援体制の整備に努め、福祉サービスの向上に努めます。

3 施策での取り組み

2-5-1：地域福祉意識の醸成

- 地域における交流の場づくり、見守り隊活動等、人と人の絆、福祉への理解促進により、住民同士の支え合い意識の向上を図ります。

2-5-2：支え合いの仕組みづくり

- 支援の必要な住民が適切な福祉サービスを受けられるよう、情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる「自助」「共助」「公助」が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

2-5-3：福祉活動の人材育成

- 地域福祉を支える担い手の育成や研修等への参加を促進するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。

2-5-4：過疎地域における見守り隊活動の推進

- 地域における見守り活動の充実を図るため、見守り隊を行う協力団体を増やし、多様な団体による重層的な見守り活動の実施を目指します。

2-5-5：世代間交流の機会づくり

- 地域での顔の見える関係を深めるとともに、幅広い世代の住民が福祉活動に関わることができるよう、世代間で交流する機会づくりを進めます。

2-5-6：生活困窮者への支援

- 生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

2-5-7：社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種地域福祉活動を支援します。

2-5-8：福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障害者、子育て家庭など、誰もが利用しやすい施設整備やバリアフリー化による福祉のまちづくりを推進します。
- 福祉拠点となる総合福祉施設の整備、運営に取り組み、町内における地域福祉活動の活性化とともに、保健福祉施策の総合的な推進を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・一人ひとりができることから地域活動に参加し、地域福祉を実践しましょう。
- ・民生委員・児童委員やボランティア等が連携して地域福祉に取り組みましょう。

1 施策を取り巻く環境（現況・課題）

医療

- 生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。医療サービスの向上はこれからますます重要となり、特に少子高齢社会の進展を背景として、地域の医療体制の充実や、救急医療の充実が必要とされているほか、保健福祉関係各機関との密接な連携が求められています。
- 本町の医療施設は、町立診療所1か所、国民健康保険診療所1か所のほか、民間の医療機関が地域医療を担っており、日常生活に密着した保健サービスの提供と、かかりつけ医による初期医療により、住民生活を医療と保健の両面から支えています。
- 医療体制は、圏域6市町（五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町）が「つがる西北五広域連合」を組織しており、圏域内の救急医療や、急性期医療を主体に高度・専門医療から一般医療までの医療サービスを提供する中核病院（つがる総合病院）が平成26年度に開院し、併せて周辺の医療機関（サテライト病院、サテライト診療所）は、初期医療を中心とした地域医療ニーズに対応する体制となっています。
- 保健・医療・福祉施策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取り組みが進んでおり、住民が定期的に健診（検診）を受ける、かかりつけ医を持つなどの予防を心がけ、重大な疾病等に陥ることを防ぐことも重要となっています。
- 今後は、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、地域医療を支える医療体制を維持するとともに、高度な医療との連携、災害時や救急医療に備え、広域医療体制を一層強化する必要があります。特に今後は、地域包括ケアの推進に向けて、在宅医療、退院患者の在宅復帰に向けた支援等を行う必要があります。

図表 主要死因別死亡者数の推移

年次	総数	脳血管疾患	心疾患	悪性新生物	老衰	事故死	肺炎	その他
平成4年	168	26	28	55	14	4	8	33
平成5年	169	22	31	42	8	8	13	45
平成6年	169	21	33	58	11	7	13	26
平成7年	179	17	33	46	12	12	14	45
平成8年	151	26	20	43	12	10	14	26
平成9年	162	14	29	37	13	9	30	30
平成10年	195	22	37	45	19	10	25	37
平成11年	204	25	24	58	17	8	26	46
平成12年	162	16	24	57	11	5	21	28
平成13年	164	14	21	57	15	9	26	22
平成14年	136	13	26	43	8	3	15	28
平成15年	159	18	30	37	7	9	26	32
平成16年	180	21	34	57	9	4	20	35
平成17年	173	23	29	44	6	9	19	43
平成18年	203	31	29	65	6	4	24	44
平成19年	188	19	26	67	10	5	24	37
平成20年	187	24	36	65	7	5	16	34
平成21年	176	16	29	61	5	7	19	39
平成22年	212	24	31	62	15	7	23	50
平成23年	194	19	29	62	10	6	27	41
平成24年	209	32	33	55	16	9	26	38
平成25年	195	18	34	56	15	7	19	46

(資料：青森県保健統計年報)

2 基本方針

- 地域における医療体制を整備するとともに、高度医療体制や救急医療体制の充実を図り、住民が安心して日常生活を営める環境づくりに努めます。
- 今後の地域包括ケアの推進に向けて、保健・医療・福祉のさらなる連携を推進します。

3 施策での取り組み

2-6-1：医療体制の充実

- 多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の医療機関との連携を強化するとともに、広域連合による医療供給体制の充実に努め、住民に適切な医療環境を提供します。
- 町内の診療所と中核病院との連携を強化し、緊急時や高度医療が必要になったときに、適確かつ迅速な医療サービスを受けられる体制づくりのために、必要な医療機器やネットワーク整備等を推進します。

2-6-2：医師の確保

- 優れた医師を育てつつ、医師の意欲がわく環境の整備を推進し、県、大学と連携しながら医師の確保を図ります。

2-6-3：保健・医療・福祉の連携

- 介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築等、引き続き、保健・医療・福祉の連携強化に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 自身の健康管理のために、定期的に健診（検診）を受けましょう。
- ・ 医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。

◎教育・文化を取り巻く環境

暮らし方や価値観が多様化する現代社会において、住民が様々な分野で個性や能力を発揮する学校教育や社会教育をはじめとする様々な学習機会、スポーツ等の社会体育、文化活動への取り組みは、地域や次代を担う人材の育成、自身の生きがいを育むだけでなく、まちの活力や交流につながる重要な取り組みです。

そのために、少子化の中にあっても児童生徒の個性に応じた学校教育を推進し、学力の向上をはじめ、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めるとともに、教育環境の整備や家庭・地域との連携が必要になってきています。

また、社会教育や社会体育活動では、世代ごとに多様化する活動要望に対応した学習機会やスポーツ環境づくりに取り組んでいますが、少子高齢化の影響もあり、参加者を十分に確保できないなど活動の停滞が懸念されます。このような中でも住民の意欲を大切にし、まちづくりを担う人材の育成に向けて取り組む必要があります。

そのほか、町内の郷土芸能や文化財、歴史、風土などの理解を促進しながら、次代へ継承していくために、その保存・活用に努めることも重要となっています。

◎まちづくりの指標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値
1	町内の学校数（小中学校）	H27	小学校：4校 中学校：2校	現状維持
2	小・中学校のふるさと学習	H27	12件	現状より増加
3	放課後学童保育利用者数	H26	139人	現状維持
4	社会教育（公民館での講座・教室）への参加者数	H26	のべ2,155人	現状より増加
5	社会体育施設の利用者数	H26	のべ46,703人	現状より増加
6	学校教育が充実し、子どもが良い環境で育っている（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	25.3%	現状より増加
7	生涯学習、社会教育、スポーツが活発である（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	26.5%	現状より増加
8	地域文化が継承され、文化活動が活発である（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	22.1%	現状より増加
9	地域への愛着や誇りを感じる（「とても感じている」＋「多少は感じている」）と回答した住民の割合	H27	70.8%	75%以上

1 施策を取り巻く環境

学校教育

- 少子高齢化が一層進展することが予想される中で、将来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな人間性を育む児童生徒の育成は、本町の将来の発展を担う原動力であり、特色ある教育環境づくりに向けて、自然環境への関心、郷土への愛着といった他の施策との結びつきや関連性を意識しながら、一人ひとりの子どもたちの個性を育む教育に地域社会を挙げて取り組んでいく必要があります。
- 本町には小学校が4校、中学校が2校、高等学校が1校ありますが、全国的な少子化傾向は本町でもみられ、児童生徒数は減少が続いており、学級数減少による余裕教室の増加や設備の老朽化等が懸念されることから、教育環境の適正化と指導体制の強化を図っています。その結果、小学生では全体としての学力の向上が図られてきましたが、中学生の学力が伸び悩む状況が続いていることが課題となっています。
- 今後は、子どもたちが、急速に変化していく社会に対応できるよう、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を提供することで、子どもたちの健全な心身の育成と確かな学力の定着に向けた取り組みを推進する必要があります。

図表 児童・生徒数の推移

(単位：校、学級、人)

年 度	小 学 校			中 学 校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
昭和60年	11	79	1,787	4	36	1,100
平成2年	11	72	1,456	2	26	888
平成5年	11	69	1,319	2	22	740
平成7年	11	65	1,200	2	22	676
平成12年	8	49	894	2	21	621
平成15年	6	42	803	2	16	460
平成18年	4	34	700	2	14	409
平成21年	4	34	583	2	14	358
平成24年	4	31	498	2	15	312
平成26年	4	27	438	2	13	280

青少年健全育成

- 全国的に犯罪の低年齢化や青少年の非行、いじめ、不登校などの問題が顕在化してきており、心身ともに健全な青少年を育成していくことが重要な課題となっています。
- 本町の小・中学生、本町に通う高校生は、地域との関わりも深く、地域における交流・活性化を担う重要な地域の原動力です。そのため本町では、地域とのつながりを通じて、郷土への意識の醸成や社会情勢に対応しうる力を身につけた本町の将来を担う人材を育む教育環境の充実に取り組んでいます。
- 核家族化や少子化が進む現代において、こうした活動は、豊かな心を育み、青少年の自立や社会性を高めるものとしてその意義が重要視され、より一層の充実が求められます。

2 基本方針

- 本町の将来を担う子どもたちの学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着に取り組みます。併せて教職員の指導力の向上や教育環境の充実を図るなど、「知・徳・体」を育む学校教育の推進を図ります。
- 自立を促す青少年活動を充実するとともに、多様な世代が交流する地域活動への参加や、事件や事故から子どもたちを守る見守り活動など、健全な育成環境の充実を図ります。

3 施策での取り組み

3-1-1：学校教育の充実

- 児童生徒が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育の充実を図ります。
- 将来の地域を担う中学生の学習を支援するため、町独自の学習教室の検討など、読書を含めた学習習慣の定着や学力の向上に向けた教育環境の整備を進めます。
- 地域との交流を通じて児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶ郷土への愛着を育む教育を推進します。
- 畑の学校体験等の農業体験やインターンシップ、職場体験等を通じて、地域の特長や魅力を知る機会を創出します。

3-1-2：教育環境の整備

- 時代のニーズに合ったICT機器・教室の整備や校内ネットワークの改善を進めます。
- 適正な教育効果を得るため、保護者や地域の意見を聞きながら、時代のニーズに即した学校配置を検討するとともに、老朽化した校舎及び体育館等は計画的に耐震補強や改築に取り組みます。
- 通学の安全面からも、児童生徒の活動実態に合わせて通学バスの効率的運行に努め、スクールバスの更新を進めます。
- 学校内における問題への対応が、近年よりクローズアップされていることから、それらを支援する人員配置などにより、学校・子ども・保護者にとって理想的な教育環境構築を図ります。

3-1-3：「ふるさと」に対する誇りを高める教育の推進

- 小中学校が町内の外部講師を招いた「ふるさと学習」、子どもたちが議員となる「子ども議会」、少年の主張大会、子ども教室等、地域に触れ、「ふるさと」に対する誇りを高めるための取り組みを推進します。

3-1-4：家庭・地域と連携した学校づくり

- 学校教育活動や運営状況を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民の意見やニーズを反映させるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる学校づくりを推進します。
- 小・中・高校生（こども園含む）と高齢者との世代交流の場の提供を促進し、地域や人同士が交互に関わる学校づくり、地域づくりを推進します。

3-1-5：放課後の居場所づくり・青少年育成運動の推進

- 小学校就学児童に適切な放課後の居場所となるよう、放課後学童保育の円滑な運営に向けて、学校及び関係機関との連携を図ります。
- 地域の大人が放課後等に子どもたちを見守る放課後子ども教室など、学校区ごとの円滑な放課後対策により、安全で健やかな子どもたちの居場所づくりを推進します。
- 地域活動や世代間等を通じて、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。
- 「しない・させない・みのがさない」の宣言のもと、いじめのない教育環境づくりに努めます。

3-1-6：各種支援（通学、資格取得、就学等）

- 進学・就職に有利な各種資格取得などに要する費用の助成、他市町村からの通学者支援を行い、生徒や保護者に対し、各種支援等の周知を図るほか、入学者増加に向けた取り組みを支援します。
- 就学援助費（学用品、通学用品、給食、修学旅行等）による助成制度の充実を図り、小・中学校の就学に係る費用を支援します。

3-1-7：子どもの安全確保

- 自然災害を含めた防災や防犯、交通安全への教育、見守り活動を進め、子どもの安全確保に努めます。

3-1-8：高等学校教育の充実・強化への要請・支援

- 地域の特産物をセレクトし、高校生がお薦めする「中泊町特産品」のPR販売等、地元高校生が主体的に参加するイベントを開催し、地域との交流、連携を深めます。
- 統廃合寸前の高校が復活再生した事例などをヒントに、地元高校をどのように支援していくか、先進地視察または講師依頼等を行い、中里高校の維持、活性化につなげます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 幼児教育や学校教育について理解し、必要に応じて参加、協力しましょう。
- ・ 家庭では、子どもと学校のこと等について話しましょう。
- ・ 子どもの犯罪被害や事故等の防止に向けて、地域全体で子どもを見守りましょう。

1 施策を取り巻く環境

社会教育

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上、自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな生活を送るために、住民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされるまちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。
- 本町では、公民館活動を中心とする各種講座、教室等が実施され、社会教育の中核となっており、公民館活動を幅広く展開するために、住民の多様なニーズに対応し、学習意欲の高揚を図るほか、町内の公民館が相互に交流する町民文化祭などで各サークル活動・公民館教室で学んだことを発表する場を設け、学習機会を提供してきました。
- 今後は、地域のニーズに即した学習体制を整えていくため、各種リーダーの養成や情報提供の充実をはじめ、住民との協働による学習活動を推進するほか、若年層など幅広い世代に対応した学習メニューの充実により、多様な世代の学習機会の提供が求められます。
- 公民館等の社会教育関連施設においては、町内の施設を有効活用し、社会教育に関する情報を住民にわかりやすく発信し、住民が社会教育を身近に感じられ、気軽に楽しめる環境づくりが重要になると考えられます。

家庭教育

- 近年家庭の教育する力の低下や、学校内での児童生徒の問題行動等、ソフト面での課題が大きく取り上げられている現状を踏まえ、今後一層の子育て支援の充実、支援を行っていく必要があります。

2 基本方針

- 住民がいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる環境づくりを目指し、住民の主体的な学習・発表機会の充実や指導者の養成などに努め、様々なまちづくりに貢献できる人材の育成を図ります。
- 公民館が、住民と協働により活動を企画・運営していく体制を強化するとともに、より多くの住民が気軽に参加し、新たな知識の習得や住民同士の交流につながる活動機会づくりを推進します。

3 施策での取り組み

3-2-1：社会教育の充実

- 住民ニーズに即した多様な講座・教室・大会等の企画・開催に努め、体系的な社会教育の推進を図り、学習意欲の向上を図ります。
- 歴史遺産や指定文化財等を体系的に整理し、住民に広く情報提供するとともに、学校教育、生涯学習等での活用を推進します。
- ふるさと学習活動の展開や住民参加型の自主的文化芸術活動など、機会の創出に努めるとともに、高齢者の経験・知恵を伝える機会を創出します。
- 金魚ねぶた講座、門松づくり講座、公民館教室等の講座や教室を通じた世代間交流を推進します。

3-2-2：人材育成・団体等の活動支援

- 生涯学習を推進するため、指導者の発掘やリーダーの育成など人材の育成に努めます。
- 各種社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、主体的な社会教育活動を促進します。

3-2-3：社会教育関連施設の整備

- 耐震診断の実施等、住民が施設を安心して利用できるよう、施設の把握に努めます。
- 老朽化が著しい施設等は、計画的な改修等により機能維持に努めます。

3-2-4：学習成果の活用

- 住民の学習活動を支援し、学習の成果を今後のまちづくり・人づくりに活かせるよう、イベント等での発表等、学習の成果を活用する場を確保し、住民の学習意欲の向上に努めます。

3-2-5：家庭教育の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や家庭の役割の重要性を啓発するために、必要な情報提供、親子のふれあいを重視した体験活動を実施するなど家庭教育の充実に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 新たな知識・技術を学ぶ機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- ・ 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に活かしましょう。

1 施策を取り巻く環境

社会体育

- 生きがいづくりや健康づくりへの関心の高まりを背景として、スポーツの果たす役割はますます増大しており、国では、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる「生涯スポーツ」の理念のもとに、様々な取り組みが展開されています。
- 各世代にわたって広くスポーツ・レクリエーションなどの社会体育活動に取り組むことは、生きがいづくりや健康づくり、青少年の健全育成、さらには住民同士の一体感や連帯感といった活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながる重要な取り組みとなっています。
- 本町では、住民の生きがいや健康づくりにつながるよう、ウォーキングの普及や各種スポーツイベント等の開催、運動公園、野球場、ふれあい運動場、屋内プール、体育センター等、既存施設の有効活用した住民同士の交流やスポーツを通じた社会教育活動に取り組んでいます。
- 今後は、人口が減少する中で、気軽に取り組めるよう、総合スポーツクラブの設置などのスポーツ環境づくりを推進するとともに、多様化するスポーツニーズを把握し、健康づくりや介護予防の一環として行うことができ、年齢や体力に応じたスポーツを楽しむ人を支援する必要があります。

2 基本方針

- 健康志向の高まりなどを踏まえ、広く住民参加につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。
- 住民の誰もが生涯にわたり、目的や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、施設や設備の計画的な整備による安全対策を進めるとともに、指導体制の充実やスポーツ活動の振興、スポーツ団体の育成などに取り組み、ソフト・ハードの両面からスポーツを楽しめる環境づくりに取り組めます。

3 施策での取り組み

3-3-1：社会体育活動の推進

- スポーツ活動の必要性や重要性に関する広報・啓発を推進するとともに、プロスポーツ選手を招いた教室の誘致を図り、住民のスポーツへの関心を高めます。
- 生活習慣病予防など、スポーツイベントの開催等を通じて、住民の健康づくりを支援します。

3-3-2：総合スポーツクラブの設置

- 住民の活動目的やニーズにあったスポーツ活動を推進するとともに、住民主体による総合スポーツクラブの設置を支援します。

3-3-3：社会体育関連の整備

- 老朽化や耐震性、安全性に対処するとともに、住民のニーズに対応した施設の充実・整備に取り組みます。

3-3-4：指導者の育成・確保

- 長期的・組織的に競技力向上を目指すために、優れた指導者の育成を行います。
- 大会等における運営支援となるボランティアの育成・確保に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 年齢・体力に応じて、定期的にスポーツ活動に取り組みましょう。
- ・ イベントや各種スポーツ大会の運営や競技へ積極的に参加しましょう。

1 施策を取り巻く環境

地域文化

- 郷土の歴史文化は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた貴重な財産であり、地域を正しく理解するため欠かせないものです。そのため、地域に伝わる文化財の価値を再認識し、保護や継承へ向けた取り組みは重要となります。
- 本町には、中里城跡、柴崎城址、深郷田遺跡等のほか、先人が残した民具や伝統芸能、祭り、慣習などが数多く残されているほか、中里地域の「虫送り」、「宮川獅子舞」「登山囃子・下山囃子」「太刀振り」「なにもささ踊り」、小泊地域の「権現太刀振り」「権現太鼓」「網おこしはやし」など、貴重で伝統的な祭りや行事が継承されています。
- 博物館では、文化財に関する調査、資料整理及び保存に努めています。平成24年には、博物館が体系的に収集した「津軽の林業用具」が、国登録有形民俗文化財に指定されたこともあり、今後も博物館機能の充実に努める必要があります。
- 郷土の歴史文化へ触れる機会は、地域への愛着を育むとともに、歴史文化を内外に発信する役割を担っているため、今後も地域での様々な活動を通じて文化の継承、まちづくりへの積極的な活用を図っていく必要があります。

芸術活動

- 総合文化センター「パルナス」は、住民の学習活動の場として活用されているほか、圏域の文化活動の拠点館として、住民の芸術活動だけでなく、県内外の優れた音楽やその他の舞台芸術の公演等に広く利用されています。
- 今後もこうした既存施設を有効活用し、文化芸術活動の推進を図っていく必要があります。

2 基本方針

- 先人が残した文化財や伝統芸能の保護、継承を進め、町内外に広く周知し、まちづくりに活用できるよう努めます。
- 「パルナス」を文化芸術活動の拠点として有効活用し、住民の文化芸術活動の推進を図ります。

3 施策での取り組み

3-4-1：地域文化の保存活動の推進

- 歴史文化資源の保存のため、社会教育や生きがい対策とも連携して、調査と資料の整理、住民への啓蒙等に努めます。
- 伝統的行事・伝統芸能を保護継承するため、世代間交流の活発化を図ります。
- 地域の祭り、イベントの開催により郷土愛の醸成を図ります。

3-4-2：文化活動の指導者の確保、養成

- 文化活動の指導者の確保、養成に努めるとともに、各種サークル育成、活動を積極的に支援します。

3-4-3：文化施設の整備・活用

- 総合文化センターを活用し、芸術に触れる機会を提供します。
- 子どもたちの豊かな感性を育成するため、総合文化センターを活用し、芸術鑑賞の機会を提供するほか、住民の文化教養を深めるため、博物館の機能充実、図書館の蔵書増強を図りながら、収集資料のPRなどによって利用促進に努めます。
- 地域のグループ活動の活性化や世代間の交流のために、身近な施設の活用促進を図ります。

3-4-4：歴史文化資源の活用

- 地域の歴史文化への理解を深めるため、啓発活動や講座の開催等を通じて住民の意識の向上を図ります。
- 町内の歴史文化資源を観光資源として有効活用を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である歴史文化資源を大切に保存・継承しましょう。
- ・ 地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。

◎生活環境を取り巻く環境

本町の豊かな自然環境や景観は、本町の大切な地域資源であり、今後も町内の自然環境を維持し、次代へ継承していくための秩序ある土地利用や住民との協働による自然環境への配慮が引き続き求められます。

一方で、本町に暮らす誰もが安心して暮らせる生活環境の整備も必要となります。

本町では、これまでも産業振興や生活環境整備の一環として、道路交通網や公共交通体系、上下水道、住環境の整備に取り組むとともに、自然環境の保全や資源を大切にす循環型社会の構築等に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の進行する本町の人口構造に対応した日常生活の利便性や安全性の確保、町内外との交流、災害や事故から住民の大切な生命と財産を守ること等を視点とした生活環境の整備とともに、自然環境を保全する取り組みが引き続き求められます。

◎まちづくりの指標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値
1	町土に占める自然環境（農地・森林・原野）の割合	H26	40.0%	現状維持
2	環境を守り、美しい景観が保たれている（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	32.8%	現状より増加
3	移住体験者数（5年間）	—	—	20人
4	暮らしやすい（「とてもそう思う」＋「まあ、そう思う」）と回答した住民の割合	H27	56.9%	65%以上
5	道路や鉄道やバス等交通の便がよい（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	12.2%	現状より増加
6	除排雪が行き届いているので、冬期間の外出も不便を感じることはない」と回答した住民の割合	H27	29.6%	現状より増加
7	下水道事業（農業集落排水事業、漁業集落排水事業）への接続率	H27	43.5%	46.0%
8	ゴミのリサイクル等、衛生環境がよい（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	41.1%	現状より増加
9	自主防災組織率	H27	20.0%	50.0%
10	交通死亡事故件数（5年間）	—	—	0件
11	犯罪や交通事故が少ない（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	51.0%	現状より増加

1 施策を取り巻く環境

土地利用

- 本町では、町内の自然環境に配慮しながら、計画的な土地利用の調整を進めており、今後も土地利用関連計画や基盤整備関連計画との総合的な調整を図りながら、バランスのとれた土地利用を進めていく必要があります。
- 身近な自然環境を大切に守り、住民が愛着を持てる地域づくりに向けて、住民との協働による環境美化に取り組み、適切に維持管理していく必要があります。

景観

- 町内には豊かな自然環境と風土が生み出す特色ある景観資源がありますが、近年では高齢化が進み、地域活動や遊休農地の増加による農地の荒廃など、景観の維持が困難な状況にある一方で、都市と農村が交流することへの期待も高まっていることから、農村の持つ地域資源の活用と保全が重要となっています。
- 地域の景観資源を見直し、環境美化や景観形成への住民参加を促すとともに、農業・漁業の経営安定、農地の保護、水環境の保全、森林の保護・保全などを通じて、特色あるふるさと景観の維持・形成を進めていく必要があります。

2 基本方針

- 住民が快適な生活環境と豊かな自然環境がもたらす「大地の恵と海の幸」を永久に失わないよう、環境保全とともに、適正な土地利用を推進します。
- 住民と協働による豊かな自然環境が生み出す景観の保全や身近な環境美化に取り組みます。

3 施策での取り組み

4-1-1：適正な土地利用

- 住民の生活利便性や安全性、農地・集落地の環境改善・保全に向けて、国土利用計画法及び関連する土地利用関係法令に基づき、バランスのとれた土地利用調整を図ります。
- 農業振興や森林整備に向けて、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、農林業の振興を図ります。

4-1-2：自然環境・景観の保全

- 自然環境が多く残る地域では無秩序な開発を抑制し、豊かな自然や景観の維持・保全を図ります。
- 本町の自然環境の保全に向けて、住民との協働のもとに環境美化活動を進め、住民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみの活動を推進します。

4-1-3：農村集落機能の保全

- 農村集落機能の保持と農業・農村の持続的発展を図るために、各集落で培われた地域の伝統文化の伝承や水源のかん養、自然景観等の保全に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 町内の豊かな自然環境と景観を守りましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。

1 施策を取り巻く環境

住環境

- 良好な住環境は、安全性や賑わい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展や住民生活の基盤となるものです。
- 現在町内にある町営住宅の管理戸数は、公営住宅366戸、改良住宅72戸、特定公共賃貸住宅10戸、若者定住住宅4戸となっており、その半数近くが老朽化し建て替えが必要となっています。
- 今後は、町営住宅の計画的な解体を進めながら、改修で対応できる住宅は必要な改修による長寿命化を図るとともに、子育て家庭や高齢者の暮らしに配慮した不足のない住環境の整備、供給が求められています。
- 個人住宅は、現行の耐震基準を満たさない住宅もあり、地震時の建物の倒壊等による被害を未然に防止するためにも、住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進が必要です。
- 家屋の倒壊から人命及び財産を守るため、倒壊の危険のある空き家等の適正な管理が求められます。
- 冬期間においては、高齢化の進展する中で、自力で除雪することが困難な高齢者世帯なども増加していることから、積雪時期の仮住まいの提供や地域住民参加による除排雪について検討する必要があります。

定住促進

- 町内において、若年層の流出を中心とした人口減少は加速度的に進展しており、こうした町外流出を抑制するためにも、本町の知名度、認知度の向上とともに、移住希望者の移住を適確に支援するための環境の整備を推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- 今後は定住促進対策として、子育て中の若年世帯向けに住環境を確保するほか、空き家の活用等により、移住・定住に伴う住宅需要にも応えうる住環境の整備、確保が重要となっています。

2 基本方針

- 安全で良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家対策や町営住宅等の適切な維持管理、長寿命化等を推進することにより、既存住宅ストックの有効活用を図りながら、若年層向けの快適な住宅を併せて整備します。
- 様々な世代の移住希望をかなえるために、移住・定住を支援する仕組みや空き家の利活用を促進させる制度等について検討を進め、中泊町に「住もう」「帰ろう」と思える環境整備を推進します。

3 施策での取り組み

4-2-1：公営住宅の整備

- 適地を選定し、宅地造成事業の推進や民間住宅開発事業の誘発等を進めます。
- 老朽化した公営住宅の改修・建替・集約化整備等を、目的に合わせて、民間活力も活かしつつ効果的かつ計画的な整備に取り組みます。
- 若年層の定住を促進するため、若年層が定住を希望するような公営住宅の整備を図ります。

4-2-2：空き家対策の推進

- 住民が安全・安心に生活できる環境づくりを図るため、適正に管理されていない空き家への対策を進め、崩壊等のおそれのある危険なものに関しては解体・撤去を基本とし、その他利活用が可能なものに関しては、所有者の意向とニーズをマッチングする仕組み構築や、改修費用の助成など必要な対策の実施に努めます。

4-2-3：移住に必要な情報の収集及び提供、空き家等の活用

- 空き家の調査を実施し、データベース化して移住者への情報提供するための空き家バンク制度づくりを進め、空き家等の活用を図ります。
- 移住者等に対して、必要な情報提供を行う体制や移住体験施設の整備、改修費用等の助成、賃貸料金の助成等を実施し、移住支援や受け入れ体制の充実を図ります。

4-2-4：首都圏向けの情報発信

- 大都市圏や首都圏等に向け、本町の自然環境や中里・小泊両地域の魅力を様々な媒体を活用して発信し、本町の知名度を高めます。
- 県及び広域圏の市町村と合同で首都圏向けにタブロイド紙等を作成配布し、情報発信に取り組むほか、移住セミナー等を通じて本町の魅力をPRし、大都市圏や首都圏等からの移住促進を図ります。

4-2-5：農漁村地域への移住、定住に向けた交流の推進

- 都市部や姉妹都市等との交流をはじめ、修学旅行の招致や地域資源を活かした農林水産業体験等の滞在型観光を通じて、農漁村地域への移住、定住に向けた交流を推進します。

4-2-6：「お試し移住」を含めた「二地域移住」への支援

- 改修した空き家や町宿泊施設等を活用し、町の暮らしを体験してもらう「お試し移住」や別荘として活用してもらう取り組みなど、移住に関心のある方への「二地域移住」を支援します。

4-2-7：積雪時期の仮住まいの提供

- 冬期間、積雪により、買い物や移動が困難な高齢者等が一時的に移住する積雪時期の仮住まいを整備、提供し、冬季の生活を支援します。

4-2-8：火葬場の整備

- 多様化する火葬場等のニーズ把握に努め、つつがなく最後の儀式を行えるよう住民のニーズに配慮した火葬場の整備を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。
- ・ 家庭での花壇等を利用した緑化・生活空間の美化に取り組んでみましょう。

1 施策を取り巻く環境

道路

- 道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤であり、情報基盤と併せて体系的な整備が望まれます。
- 本町の道路網は、弘前市を起点とし、五所川原市を経て本町を縦断し、竜飛岬に至る国道339号を幹線とし、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線、一般県道富范薄市線などの県道と、それらを連絡する町道によって構成され、町内外の地域や町内の拠点施設をつなぐ路線として形成されています。また、国道339号にほぼ並行して走り、南津軽郡藤崎町から本町に通じる五所川原広域農道（こめ米ロード）も、重要路線のひとつとなっています。
- 日常生活に密着した町道は、計画的に整備が行われているものの、地形的な条件から狭い道路が多く、平成25年度末の道路改良率は24.2%と、約4分の1となっています。
- 今後は、農道・林道の整備を含め、産業の振興、利便性の確保及び地域間交流を促進するための広域路線の整備や幹線道路に接続する道路網の整備を促進するとともに、町道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、長寿命化に向けた計画的な整備を進める必要があります。
- 冬期間は、交通機関の途絶や産業活動の停滞など、生活環境を阻害する大きな要因となっており、冬期間の交通確保には多大な労力と経費を要していることから、冬期間の良好な道路環境確保は一層の配慮が必要となっています。

公共交通

- 公共交通の維持、確保のため、公共交通空白地帯の解消に努める必要があり、特に高齢化の進行に伴う買い物や通院といった日常生活の移動手段の確保が、今後重要な課題になると考えられます。
- 本町の公共交通網は、国道と並行して五所川原市と本町を結ぶ津軽鉄道が走り、また津軽半島の基幹的な路線バスとして五所川原～小泊線を運行されているほか、町独自に地域拠点連絡バス、武田・中高線バスなど、コミュニティバス運行を行っています。
- 町内の公共交通による移動手段の確保に向けては、福祉輸送とのバランス等を考慮しながら、身近な生活拠点と生活機能を担う町内外の拠点とをつなぐ公共交通網を確保する必要があります。

情報通信

- 情報基盤については、町内に光ケーブル通信網が整備されましたが、産業活動のための情報収集、住民が等しく快適で充実した生活ができる環境、都市部との情報格差、交流による地場産業の活性化などに対応するためにも、既存情報網の更新や、無線技術による情報網、新たな技術による情報基盤の整備により、継続的な高速通信基盤の整備・更新に努める必要があります。

2 基本方針

- 住民の身近な交通手段の確保を図り、買い物や医療、福祉等の生活サービス機能が集積した町内の拠点と地域の生活拠点が有機的に連携し、住民生活の利便性や安全性、産業活力の向上につながる道路網・交通網の整備を推進します。
- 冬期間の交通確保に向けて、除排雪体制の整備や消・防雪施設の整備や通年交通体系の確保に努めます。
- 地域の活性や暮らしの安全等、交流促進につながる情報格差のない通信環境の確保に努めます。

3 施策での取り組み

4-3-1：国道及び県道の整備

- 側溝未整備区域や狭あい箇所等の整備を関係機関に働きかけていきます。

4-3-2：町道の整備

- 生活環境に密着した道路を重点的に整備するとともに、公共施設、観光レクリエーション施設などへのアクセス道路の整備を進めます。
- 通学路などについては、安全対策を重視した重点的な整備を図ります。
- 小泊地域へのアクセス道路は国道339号しかなく、災害発生時は孤立状態となる可能性が高いため、別のアクセス道路の整備を検討します。
- 定期的な道路・橋梁の点検に努め、適切な維持管理対策を計画的に推進し、改修・維持に努めます。

4-3-3：農道及び林道の整備

- 農業機械の大型化に対応した農道整備を進めるとともに、広域農道の機能向上を関係機関に働きかけます。
- 森林の機能区分等を勘案して林道整備を進めます。

4-3-4：公共交通の確保

- 公共交通機関は、乗降客数の極端な減少により赤字路線が増えていますが、住民の足を守る立場から積極的な支援を行い、交通機関の確保に努めます。
- 公共交通事業者に対し、必要な支援を関係者の広域的な協議により検討します。
- 津軽鉄道の再興を支援し、観光、イベント等による活用を図り、利用者の増加を目指します。
- 飛び地合併及び公共交通機関の廃止路線対策として、今後も巡回コミュニティバスを運行するとともに、高齢者等の交通弱者の利用に向けて安全な低床バスの導入、予約が可能なデマンドバス・タクシーの運行を検討します。
- 住民だけでなく町イベントの参加者や町を訪れた来町者を町内へ誘引する仕組みについて検討します。

4-3-5：冬期間の交通確保

- 生活路線を確保するため除排雪体制の強化を図るとともに、スタッドレスタイヤに対応した道路整備を推進します。
- 防雪柵、消雪パイプ、ロードヒーティング、融雪溝等、消・防雪施設の整備により、通年交通体系の確保に努めます。
- 冬期間の交通確保のため、国道及び県道への消・防雪施設の整備を一層働きかけていきます。

4-3-6：情報化の推進

- 情報通信技術を利用した市場動向、消費者ニーズの把握、農作物の生産や販売など産業経済活動の支援環境整備に努めます。
- 医療・福祉・教育・防災など公共的分野の情報化を推進し、情報ネットワークを利用した行政サービスの充実と行政情報の公開に努めます。
- 国・県の動向及び民間企業等の情報通信技術動向を注視しながら、町内全域の高速通信網更新、新サービスや技術導入に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 道路の環境美化に努めましょう。
- ・ 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ・ ICT（情報通信技術）を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。

1 施策を取り巻く環境

上水道

- 水道事業では、常に安全で安心できる水道水の安定供給を図ることが求められており、現在、本町の中里地域では地下水を、小泊地域では冬部川及び小泊ダムの水を利用しています。
- 本町の水道普及率は99.3%と高いものの、今後は人口減少等により、需要の減少が見込まれているとともに、浄水施設等の更新時期を迎えていることから、将来にわたり事業を安定的に継続していくための計画的な更新が必要となります。

下水道・生活排水

- 下水道事業は、その目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たし、快適な生活環境づくりにつながる重要な取り組みです。
- 生活環境の多様化に伴い、本町においても生活雑排水の増加や悪化が進む中で、町内では2つの下水道事業（農業集落排水事業、漁業集落排水事業）により、下水道普及率向上を図っています。しかしながら、一部地区をカバーするのみで、全域への普及とはなっていないことから、今後は公共下水道事業などにより整備を促進する必要があります。

2 基本方針

- 住民がこれからも安心して水を利用することができるよう、水質の安全性を高めるとともに、継続して安定した供給に向けた施設等の長寿命化、更新に取り組みます。
- 各地域や家庭で下水道への接続を促進するため、積極的な普及・啓発により、衛生環境の確保に努めます。

3 施策での取り組み

4-4-1：水道施設の整備

- 安定供給に向けた水源の確保、水質管理の徹底、水道管路の改修等を推進し、上水道事業の効率化及び未整備区域の解消に努めます。
- 緊急事態に備えた水道施設整備を推進します。

4-4-2：下水道・下水路の整備

- 美しい自然環境と快適な居住空間を確保するため、地域特性を活かした下水道整備方針を再構築します。
- 公共下水道事業や集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業等を推進し、適正な維持管理を行います。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- ・ 水質汚濁防止に向けて、廃油等を流さない等、家庭や地域でできることから取り組みましょう。

1 施策を取り巻く環境

循環型社会（ごみ処理・リサイクル）

- 様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、将来に豊かな自然を継承する資源循環型生活の実践に向けてリサイクル活動やごみの減量化を推進することが求められています。
- 本町のごみ処理は、可燃ごみを西北五環境整備事務組合が処理し、資源ごみ以外の不燃物は、町が埋め立てによる処理を行っており、現在新しいごみ処分場が平成25年度から供用を開始しています。
- すでに搬入終了及び終了する予定の廃棄物最終処分場は、環境への悪影響がないよう適切に閉鎖する必要があります。
- 町内で排出されるし尿については、概ね汲み取りと浄化槽による処理で対応し、運搬されたし尿・浄化槽汚泥広域処理されていますが、近年は生活水準の向上によるトイレの水洗化が望まれており、これに対応した下水道施設の整備が望まれています。

環境保全（不法投棄・公害防止・再生可能エネルギーの活用）

- 環境保全を推進するためには、自然の多様性や持続性に対する理解を深めるとともに、快適な生活環境の確保に向けて、環境への負荷を抑えた暮らし方を意識するほか、環境を汚染する公害の防止に努め、ごみの適正な回収を図る等、住民一人ひとりの取り組みが重要となります。
- 東日本大震災以降、生活様式の見直しを含めた省エネルギーの推進が注目されるようになり、今後は持続可能な社会構築に向けて、再生可能エネルギーの活用等、さらなる推進を図ることが求められており、本町では、風力・太陽光による再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。

2 基本方針

- 本町の通称「もったいない条例」に基づき、ごみ減量に資する各種事業を展開し、環境にやさしく安全で安心な循環型社会のまちづくりに取り組みます。
- ごみやし尿などの適切な収集・処理を進め、住民が清潔で快適な暮らしを営めるよう努めます。
- 住民・事業者・行政の連携協力のもと、環境保全につながる取り組みを進め、住民にとって暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

3 施策での取り組み

4-5-1：資源リサイクルの推進

- ごみ分別意識の高揚を図るための啓発活動、広報等、家庭における資源循環を促進します。

4-5-2：不法投棄の防止

- 不法投棄の防止に努めるとともに、環境美化活動を通して身近な自然に親しみながら、一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

4-5-3：再生可能エネルギーの活用

- 地球温暖化の防止に向けて、風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を進めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 町内の美化運動や家庭でのごみの分別、リサイクルに積極的に取り組みましょう。
- ・ ごみの分別、リサイクル等、ごみの減量化に取り組みましょう。
- ・ 河川・道路の清掃活動等、地域で取り組む環境美化活動を進めましょう。
- ・ 不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。

1 施策を取り巻く環境

消防・救急

- 社会環境の変化や複雑化する災害形態、東日本大震災をはじめとする大規模な災害や火災・事故などから住民の命や財産、暮らしを守るため、消防・救急体制の充実強化に対する期待は高まっています。
- 常備消防及び救急体制は、五所川原地区消防事務組合において広域事業として行っており、今後も消防及び救急体制の強化を図ることになります。
- 常備消防と連携して消防体制を構築する町の消防団は13分団体制となっていますが、団員の高齢化等により、消防団員数や体制の確保が困難になるおそれもあります。そのため、消防団の充実とともに自らの地域を守るための自主防災組織の充実も、今後は重要となっています。
- 少子高齢化が進行する中で、救急医療においては、初期対応の迅速さや適確さが特に重要であるとともに、広域圏における高度医療との連携が不可欠です。

図表 消防力の状況（平成27年4月1日現在）

区分	消防署						消防団						消防水利	
	消防署	消防署職員	消防ポンプ自動車	指令車	救急自動車	工作車	消防団	本団	分団	団員	消防ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	消火栓	防火水槽
中里消防署	1	34	2	1	1	1	1	1	10	219	8	12	170	79
小泊消防署	1	17	1	1	1	3			84	2	2	100	16	
計	2	51	3	2	2	1	1	1	13	303	10	14	270	95

防災

- 自然環境との共生が暮らしと密接に関わる本町においては、風水害や地震・津波災害等、本町に被害をもたらすことが想定される災害を踏まえ、海拔表示看板整備や避難場所への発電機設置など、必要な対策を進めています。
- 山、川、海の流域全体にわたる総合的な防災・減災対策の推進は、住民の暮らしを守る重要な取り組みとなっており、災害の規模によっては、地域の孤立等も懸念されることから、引き続き関係機関と連携しながら積極的に推進していく必要があります。
- 自然災害から安全・安心な生活を守るためには、「自助」「共助」「公助」の連携とともに、身近な地域での防災・減災対策が必要不可欠です。少子高齢化の進む本町においては、避難行動要支援者をはじめとする要援護者（要配慮者）への対策や自主防災組織による地域での防災力の強化に向けた取り組みや人材の育成が必要となっています。

2 基本方針

- 住民の生命・財産を守る消防車両や資機材の更新・整備、消防団の充実などにより、地域の消防救急体制の強化を図ります。
- 消防・防災分野だけでなく、農業用水利等、あらゆる関係部署と連携し、総合的に防災・減災対策を進めます。
- 風水害や地震・津波災害等、災害時に速やかに避難できる体制を整備する等、防災・災害対応機能の向上を図るとともに、住民と行政との「自助」「共助」「公助」による防災意識の普及に努め、いざというときに迅速な対応がとれるよう、関係機関、自主防災組織と連携した共助の体制づくりを進めます。

3 施策での取り組み

4-6-1：消防救急施設の整備

- 地域防災計画の策定やハザードマップの作成等を実施し、危険箇所の点検・予防対策の実施など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 常備・非常備消防の組織及び庁舎・屯所・装備等の強化・充実を図るとともに、救急救命体制の充実を図ります。
- 消防組織と住民自ら取り組む自主防災組織との連携強化、消防水利施設の整備推進等を進めます。
- 国が進める広域消防体制の充実・強化を図ります。

4-6-2：防災・減災対策の推進

- 沿岸地域の小泊地域は、津波への対策が急務であることから、津波避難計画に基づいた円滑な避難が図られるよう、必要な情報提供、案内看板の設置等の対策を進めます。
- 土砂崩れや岩石崩落の危険がある場所の状況を絶えず把握し、その崩落対策を促進します。
- 洪水に備えるため、河川の水害対策をあらゆる関係機関に働きかけるとともに、速やかな排水を促すため排水路の整備を計画的に進めます。
- 自然災害による停電や冬期の災害発生など、二次災害、複合災害に備えた防災機能の充実に努めます。

4-6-3：地域防災力の向上

- 地震・津波・大雨などの災害に対して、地域住民が自主的に防災に備え、自主防災組織の組織化・研修・必要品などの支援を行います。
- 地域の自主防災活動を通じて、地域住民と学校が連携して合同防災訓練を実施し、地域における防災意識や地域防災力の向上、災害情報の収集、避難所支援機能の強化を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・各家庭で、住宅用火災警報器の設置等、火災予防や初期消火に備えましょう。
- ・自然災害の発生に備え、備蓄や防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- ・災害や救急時に、高齢者や障害者、妊産婦等の連絡、援助に協力しましょう。

1 施策を取り巻く環境

防犯

- 防犯等の暮らしの安全は、日常生活を送るうえで欠かせない取り組みであり、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって取り組むことが求められます。
- 高齢者を狙った家屋の点検・リフォーム商法や不当・架空請求、インターネットによる詐欺等、消費者トラブルが急増しており、暮らしの安全を脅かす事件や手口は多様化・複雑化するなど、社会環境は大きく変化しています。
- 住民がより安全に生活が送れるよう、見守り活動とともに、関係機関との連携をさらに強め、消費生活トラブルの相談や被害の未然防止に向けた啓発等に取り組む必要があります。

交通安全

- 交通事故を未然に防ぐには、道路改良や歩道設置などの交通安全施設の整備に加え、今後の本格的な高齢社会の到来を見据え、高齢者をはじめ、交通弱者に配慮した交通環境の整備が求められます。
- 近年では、高齢者による交通事故が高まっていることから、歩行者、運転者の両面から対策が必要となっています。

2 基本方針

- 住民の地域の安全に対する意識の向上を図りながら、地域活動や相談体制などの充実を図り、安全・安心な地域づくりを進めます。
- 住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、関係機関や団体と連携して交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

3 施策での取り組み

4-7-1：地域の防犯・交通安全対策の推進

- 安全で住みよいまちをつくるために、青少年の育成、パトロールなどの見守り活動、交通安全街頭指導をはじめとする啓蒙活動の強化により、地域の防犯・交通安全の充実を図ります。

4-7-2：交通安全施設の整備

- 標識や照明の補修・更新等を行い、安心・安全なまちづくりに努めます。

4-7-3：消費者被害に関する情報の提供

- 関係機関との連携のもと、広報・啓発活動をはじめ、消費者向けパンフレットの配布等を通じて、消費者被害の防止に努めます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ・ 地域での交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。
- ・ 通園・通学時の見守り等、子どもへの安全対策を進めましょう。
- ・ 不審な電話を受けたら、あわてずに身内や知人、警察などに相談しましょう。

◎協働・行財政運営を取り巻く環境

地域コミュニティ・住民協働

本町では少子高齢化が年々顕著になっており、地域社会においては、自治組織などのこれまで地域社会を支えてきた機能の低下が懸念されます。

このような中で今後、地域が抱える課題に応じた取り組みを、誰もが能力をいかんなく発揮していきいきと暮らせる地域づくりを推進していくためにも、地域コミュニティと行政の良好な関係を構築し、協働によるまちづくりを推進する必要があります。

行財政運営

安定した地域経営には、財政的な裏付けが必要であり、将来へまちが持続可能な発展を遂げていくためには、長期的な視点から計画的で健全な行財政運営が不可欠です。

そのため、行財政運営については、住民にわかりやすい情報提供に努めながら、町職員が責任を持って効率的に職務の遂行に努めるとともに、財政においては事業の見直し、民間活力の導入、財源の確保などに努め、安定した行財政基盤の構築が求められます。

◎まちづくりの指標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値
1	住民の自治意識が高く、地域が密につながっている（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	11.4%	現状より増加
2	男女共同参画が進み、女性が活躍できる（「良くなった」＋「やや良くなった」）と回答した住民の割合	H27	17.0%	現状より増加
3	住民の行政への参画機会が十分（「とても感じている」＋「多少は感じている」）と回答した住民の割合	H27	25.7%	現状より増加
4	実質公債費比率 （自治体の収入に対する負債返済の割合）	H26	12.6%	12.0%
5	町の情報がわかりやすい（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した住民の割合	H27	40.3%	現状より増加
6	住民のために財源が使われている（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した住民の割合	H27	26.8%	現状より増加
7	住民意向を反映して取り組んでいる（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した住民の割合	H27	25.7%	現状より増加
8	広域圏での連携による新規事業件数（5年間）	—	—	5事業
9	国内外や県内との地域間交流件数（5年間）	—	—	のべ2件

1 施策を取り巻く環境

地域コミュニティ

- 地域における課題は、時代の変化によって多様化してきており、人口減少等に伴う集落機能の低下をはじめとした複雑化する課題に対して効果的に対処していくためには、これまでの行政の役割を見直し、住民の主体的な取り組みを促進していくことがますます重要となっています。
- 今後人口減少社会が進行する中で、高齢化の著しい集落では、機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況も想定されることから、地域活動の人材育成とともに、本町における地域コミュニティのあり方について検討し、住民同士の交流や支え合いの基盤となる地域コミュニティの再生につながる有効な支援を推進する必要があります。

住民協働

- 地域の実情に即した愛着のあるまちづくりを進めるためには、住民参加による協働のまちづくりを推進し、住民が町政に幅広く参加できる仕組みづくりが必要となります。
- 本町では、住民の意向を行政施策に適切に反映させるべく、審議会や委員会において住民の行政参加を図るほか、地域の行事への参加や自主団体の活動も活発に進められてきましたが、今後は特に若い世代の参加が求められています。
- 今後も幅広い住民参加を得ながら協働による活動のさらなる推進に向けて、参加と協働の推進のあり方や手法について、創意・工夫が必要となります。

2 基本方針

- 地域・世代間交流、スポーツ・文化活動等を通じて、住民の一体感を醸成するとともに、郷土への愛着や理解を深め、住民との協働による地域づくりを進めます。
- ふるさと中泊町を創生するまちづくりに住民が参加するための組織や仕組みづくり、未来の中泊町を担う人材の育成を推進します。

3 施策での取り組み

5-1-1：地域コミュニティの充実

- 地域活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのため、地域コミュニティの活動を支援し、ともに支え合う仕組みづくりを進めます。
- 高齢化や過疎化が進む集落においては、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みを、地域住民とともに検討します。

5-1-2：集落等の整備

- 土地利用整備計画を策定し、新たな住宅地等の開発を進めるとともに、集落内の道路、公園等生活環境の整備を図ります。
- 防雪柵設置や除排雪の徹底により冬期間の交通確保とともに、集落と地域、集落と集落を結ぶバス路線の確保に努めます。
- 後継者、UIターン者、転入者等に対応した居住環境の整備を図るほか、若者が定住できるような魅力あるまちづくりに努めます。

5-1-3：住民参加型のイベント・ワークショップ等の開催

- 人口減少・少子高齢化の加速に歯止めをかけるために、子どもから高齢者など幅広い世代の参加者を募り、住民参加型のイベント・ワークショップ等の開催を通じて、将来の町のあるべき姿を語る意見交換の場づくりを進めます。

5-1-4：地方特有の人材育成（各種資格の取得支援）

- 地域の活性化を担う新たな人材を発掘、育成していくために、各種団体の人員の増加、育成に取り組むほか、外部からの講師を招き、地域に根ざした人材を発掘していきます。
- 各種資格の取得支援や専門性の向上を図る講習等を通じて、地域の活性化を担う多様な人材の発掘、育成に努めます。

5-1-5：まちづくりグループの育成・活動支援

- まちづくりリーダーの育成と活動の支援に努めるとともに、まちづくりグループ・団体の設立や運営を支援します。
- 住民自治組織やまちづくりグループ・団体との協働によって、行政と住民が一体となった事業展開を進めます。

5-1-6：中泊町ファンクラブの設立

- 本町のイベントや行事に対してPRや運営を手伝う組織として中泊町ファンクラブを設立し、地域の活性化を支援します。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 町の広報紙やホームページ等、町政に関する情報の把握に努めましょう。
- ・ 住んでいる地域に関心を持ちましょう。
- ・ 地域での活動に積極的に参加しましょう。

1 施策を取り巻く環境

男女共同参画

- 個人の生活様式が多様化し、女性の社会進出が進む中で、性別に関わりなく、誰もがあらゆる分野に平等に参画し、豊かで活力に満ちた社会を築くため、男女がお互いに尊重しつつ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 働く女性、共働き世帯など、暮らし方や価値観は多様化しています。また、子育てや介護等、仕事と生活を両立できる働き方を望む人も増えており、仕事と、子育てや介護をはじめとする生活を両立するために、男性も女性も今までの働き方を見直し、バランスのとれた暮らし方、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現が重要となっています。
- *ドメスティック・バイオレンスや*セクシュアル・ハラスメントなどが社会問題化していることから、男女共同参画社会の実現にあたっては、こうした人権侵害に対して安心して相談できる環境づくりを進めていくことも重要です。

※ドメスティック・バイオレンス：

配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振られる身体的・性的・心理的暴力のこと。

※セクシュアル・ハラスメント：

相手の意に反した性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所への写真・情報の掲示等、様々なものが含まれる。

2 基本方針

- 性別に関わりなく、誰もがいきいきと暮らし、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や、女性の社会参画を促す仕組みづくりに努めます。

3 施策での取り組み

5-2-1：男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向け、その指針となる男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。
- 男女の固定的役割分担意識を見直すため、啓発や広報等の活用による情報提供を充実させます。

5-2-2：女性の参画機会の確保

- 女性の就労機会の拡大に向けた取り組みや各種審議会等への積極的な参画を進めること等により、様々な分野における参画機会の拡大に向けた環境を整備します。
- 子育て支援の充実等により仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。
- 女性が活躍する職場環境づくりに向けたモデル環境の形成に向けて、庁内組織における女性の参画機会の確保に取り組みます。

5-2-3：女性の権利擁護

- ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント等の防止を推進し、女性の人権を守るとともに、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょう。
- ・ 事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備に努めましょう。

1 施策を取り巻く環境

行財政運営

- 本町の行財政運営にあたっては、持続可能な町政運営を進めていくために、引き続き、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していく必要があります。また、住民に身近な行政サービスの心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることが一層求められており、時代の変化に対応する人材の育成を積極的に推進する必要があります。
- 国においては、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、本町においても「中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「まち」「ひと」「しごと」の好循環に向けて、施策の総合的・計画的な実施が求められます。
- 今後の財政運営にあたっては、合併によるスケールメリットを最大限に活かしつつ、健全な財政運営基盤の構築のために、歳出の無駄をなくし、既存の事業を思い切って洗い直すなど節減合理化に努め、交付税措置のある合併特例債や過疎債等を有効に活用しながら、限られた財源を選択と集中の観点から必要な産業振興・生活環境の充実、各種基盤の整備等に振り向ける必要があります。
- 全国において公共施設の老朽化対策が課題となっており、今後、公共施設等総合管理計画の策定に向けて、すべての施設について現状の確認と将来のあり方についての検討が必要です。
- 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が公布され、今後、個人番号の利用（マイナンバー制度）が開始されることに伴い、情報管理に対する職員の資質の向上や個人情報の厳重な管理が求められます。

2 基本方針

- 行政課題や住民ニーズに的確に応えていくため、行政改革のさらなる推進と質の高い行政サービスを提供するため、歳入と歳出のバランスのとれた健全な行財政運営を推進します。
- 住民と行政との信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを進めるため、個人情報の保護を徹底したうえで、広報活動の充実など、まちづくりへの情報の共有に努めます。

3 施策での取り組み

5-3-1：健全な行財政運営の推進

- 財政状況の分析・公表を行い、事業の重点化・差別化等を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を推進します。
- 効率的で効果的な行財政運営に向けて民間活力を活用するなど、行政サービスの向上に取り組みます。

5-3-2：地区懇談会の意見を反映した町政の推進

- 地区懇談会において住民の意見を把握するとともに、町政に対する意向や方向性を共有し、意見を反映した町政を推進します。

5-3-3：ふるさと納税の推進

- ふるさと納税の制度や特産品による各種PRの強化により、本町への関心や応援者の増加に努め、町外在住の多くの方によるまちづくりへの参画を促します。

5-3-4：町内公共施設等、社会基盤の適正な維持管理

- 新庁舎の建設を含め、すべての公共施設等を対象に、公共施設の将来のあり方などについて検討を行うとともに、様々な手法により維持管理にかかる経費の削減に取り組みます。
- 公共施設の老朽化対策として、すべての公共施設を対象とする総合的な管理計画を策定し、社会基盤や公共施設の適切な配置、老朽化への計画的な維持管理、長寿命化に取り組みます。

5-3-5：マイナンバー制度に関する検討

- 個人番号の利用（マイナンバー制度）が開始されることに伴い、情報管理に対する職員の資質の向上や個人情報の厳重な管理に努めるとともに、マイナンバー制度の運用等についての検討を進めます。

5-3-6：職員の能力向上・人材の確保

- 職員一人ひとりの持つ能力や個性を活かし、組織力の拡充を図るために、職員研修計画を策定し、様々な研修を通じて、職員の意識や能力の向上に努めます。
- ワークシェアリングによる若い世代の雇用を図り、人材の確保に取り組みます。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 行政との懇談会等に積極的に参加し、町の行財政運営について理解を深めましょう。
- ・ 住民や事業者は、町の財政状況について関心を持ちましょう。

1 施策を取り巻く環境

広域行政

- 生活圏、経済圏の拡大や生活様式の多様化に伴い、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、近隣市町村との連携を図りながら行政運営を行っていく必要があります。
- 広域行政では、五所川原市を中心としたつがる西北五広域連合、五所川原地区消防事務組合等に所属しており、環境衛生、病院、消防救急業務、介護、福祉等各分野に参画しています。
- 今後も、複雑化・多様化する地域課題や社会ニーズに対応するために、広域圏での連携機能を活かしながら、さらなる行政サービスの効率化や広域圏での魅力の創出や情報発信等に取り組むことが求められています。
- 広域圏での発展も視野に入れながら、課題を共有し、関係自治体等と連携して相互に取り組んでいく必要があります。

地域間連携

- 地域の発展にあたっては、近隣地域だけでなく、本町との関わりのある遠隔の市町村とも連携しながら、幅広い分野についても検討を行うことも重要です。
- 合併前の旧町村は、友好町村、同名町村との交流等により、中学生、郷土芸能、職員の研修などを行ってきました。
- 今後は、地域間交流をはじめとして、ヒト、モノ、体験等を通じた様々な交流を図る必要があります。また、これらの交流を進める中で、青年同士の出会いの場を確保するなど、人口減少社会に対応するための対策も併せて進める必要があります。
- こうした地域間交流を進めていくことは、交流機会の拡大だけでなく、災害時や有事の際のリスク分散等、新たな取り組みにもつながることから、様々な視点から交流機会の拡大を図る必要があります。

2 基本方針

- 日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題や合理化できる事務については、広域的な事業展開による住民サービスの質の向上及び効率的な運営を目指し、国内外や県内、つがる西北五圏域の自治体との地域間連携・協力を進めます。

3 施策での取り組み

5-4-1：広域行政の推進

- 近隣市町村との連携・協力のもと、生活機能等の確保に向けた検討や課題解決を図り、広域行政におけるサービスの安定化を図ります。

5-4-2：つがる西北五圏域の自治体との地域間連携

- つがる西北五圏域において様々な生活課題等を共有し、地域経済・生活関連機能のサービスの向上に向けた広域連携を推進します。
- 北海道新幹線開業による日本海側への新たな観光客の取り込み策として、つがる西北五圏域の自治体と連携して、それぞれの地域特性を活かした圏域内への観光客の誘引を図るとともに、奥津軽いまべつ駅からの2次交通アクセスについて検討を進めます。

5-4-3：国内外や県内との地域間交流

- 沖縄県久米島町をはじめ、国内外との産業・文化・人材などまちづくり、子どもたちの相互訪問による交流のほか、産業・歴史・文化・教育・まちづくり等を通じた地域間交流は、本町への新たな発展につながる活力ともなるため、引き続き様々な機会を通じて、多様な地域間交流を促進します。
- 遠隔地との地域間交流は、災害時の相互応援等、有事の際、リスク分散にもつながることから、様々な分野で交流機会の拡大を図ります。
- 青少年を国内・国外へ積極的に派遣し、交流をすることでコミュニケーション能力や国際感覚を身につけた人材の育成を図ります。

4 協働による取り組み（住民・地域に期待する役割）

- ・ 広域化のメリットが発揮できるよう、参加・協力しましょう。
- ・ 町を越えた近隣市町村への協力や活動に取り組みましょう。

